

産業建設委員会会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日時 令和 8 年 2 月 2 4 日（火曜日）

午前 1 0 時から午後 2 時 1 4 分まで

場所 第 4 委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

（１）令和 8 年第 1 回（３月）定例会上程議案等について

①令和 8 年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について

②令和 7 年度土浦市一般会計補正予算（第 8 回）（案）について

③令和 7 年度土浦市水道事業会計補正予算（第 4 回）（案）について

④「土浦市花火のまち推進基金条例」の制定（案）について

⑤「土浦市都市公園条例」の一部改正（案）について

⑥「土浦市手数料条例」の一部改正（案）について

⑦「土浦市水道事業給水条例」の一部改正（案）について

⑧財産の貸付について（案）（土浦地方卸売市場）

⑨常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外 1 工事の変更協定（案）について

⑩阿見町の公の施設の利用に関する協議について

⑪市道の路線の認定及び変更（案）について

⑫専決処分の報告について（和解）

（２）報告事項

⑬入札案件について

⑭「土浦市所有者不明土地対策計画」の改定（案）について

⑮「土浦市デジタルサイネージガイドライン」の策定（案）について

⑯りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について

⑰「土浦市耐震改修促進計画」の改定（案）について

（３）その他

⑱「土浦市協働のまちづくりファンド（ハード）事業」について

⑲神立町ほか歩道橋ネーミングライツ募集について

⑳雨水出水浸水想定区域の指定及び公表について

- ②①下水道管路における特別重点調査の結果について
②②ウォーター P P P 導入可能性調査の進捗状況について

4 その他

5 閉会

出席委員（８名）

委員長 今野 貴子
副委員長 吉田 直起
委員 竹内 裕
委員 寺内 充
委員 海老原 一郎
委員 平石 勝司
委員 下村 壽郎
委員 島岡 宏明

説明のため出席した者（１５名）

産業経済部長	羽成 健之	都市政策部長	飯泉 貴史
建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	佐々木 啓
農林水産課長	岡田 将之	都市計画課長	齋藤 仁志
都市整備課長	石引 康博	公園・施設管理課長	中島 賢市
建築指導課長	市村 俊宏	道路管理課長	三浦 誠
道路建設課長	浅岡 武徳	住宅営繕課長	和田 利昭
下水道課長	飯塚 照秋	水道課長	滝田 昌暁
農業委員会事務局長	室町 和徳		

傍聴者 ０名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○今野委員長 おはようございます。ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日、委員会室内においては、体調管理のために水分補給を許可します。本日の資料は、サイドブックスの「産業建設委員会」「令和８年」「２月２４日開催」をお開きください。執行部の皆様は、説明の際にページ数もお願いいたします。また、委員及び執行部の皆様は、会議録作成のため、発言の際にマイクの使用をお願いいたします。それでは、（１）令和８年第１回定例会上程議

案等について、①令和８年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について、執行部から、続けて説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。サイドブックス資料を１枚おめくりいただきまして、令和８年度第１回定例会の上程議案の一般会計補正予算の主なものについて、御説明させていただきます。まず２ページでございますけれども、奨学金返還支援事業は政策企画課の対応となりますが、商工観光課につきましては、その下の部分でございます。地方就職学生支援事業となります。こちらは東京圏の大学に在学中の学生を対象として、これまで実施していた本市の就職を支援するため、その面接活動等に要した交通費上限４，２６０円を支給するものに加え、次年度からは、本市へ移住し、かつ県内に就職した場合の引越費用について、領収書があった場合、上限１０万円として支給するものでございます。つづきまして、右側３ページを御覧いただきまして、土浦全国花火競技大会開催事業でございます。次年度におきましても、３種目の競技花火をメインに、ワイドスターマインや余興花火などの充実を図ってまいります。さらに、５年後の令和１３年度には、第１００回大会という大きな節目を迎えますので、その企画や準備についても着手してまいりたいと考えてございます。そして、今後も花火の質だけではなく、観客の安全面においても、他の大会の模範となる大会を目指してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。４ページをお願いいたします。農業振興関係事業、農業振興地域総合見直しでございます。こちらは、現在、農振農用地として指定している区域等を定めた土浦市農業振興地域整備計画について、法の規定により、５年を目途に内容見直しを行うものでございまして、優良農地として保全すべき区域や通常の農地として位置付けていく区域、荒廃化が著しく農地としての復元が困難であると判断される区域などを計画の中で定めまして、それを基に計画を変更いたします。令和８年度につきましては、庁内地図システムに最新の農地データを反映させ、見直し作業を進めていくための準備の経費を計上させていただいております。つづきまして、５ページとなります。土浦ブランドアッププロジェクト推進事業でございます。この事業は市内で生産された農産物や農産物加工品をＰＲし、本市のブランド力を向上と交流人口の増加やまちのにぎわい創出につなげることを目的としております。現在、４３品目の土浦ブランド品が認定されておまして、市内外でのイベントやふるさと納税の返礼品としての活用等を進め、広くＰＲを進めてまいります。つづきまして、６ページの日本一のれんこん産地推進事業でござ

います。こちらの事業は、生産量日本一のれんこんにつきまして、多様な取組を進めることで、日本一のれんこん産地としての地位確立を図るものでございます。令和８年度につきましては、本年度から手掛けました、れんこんデジタルマップ等を活用しながら、市内外でのれんこん消費量の更なる促進を図るとともに、病害虫など生産面での課題に向けた対策や観光資源としての検討等、れんこん産地推進協議会を中心にれんこん振興の取組を進めてまいります。つづきまして、７ページをお願いいたします。かんがい排水事業（木田余地区）でございます。こちらは、揚水機場の機械更新やパイプライン、排水路整備更新など、用水機能改善を進めているもので、県が主体となって事業を進めているものでございます。本年度、揚水機場の整備が完了する予定となっております。令和８年度につきましては、パイプラインや排水路の整備などを中心に進めていく予定でございます。こちらの市負担金を計上させていただくものとなっております。つづきまして、８ページをお願いいたします。新治地区湛水防除施設維持管理事業でございます。こちらは、桜川流域の水害の防止と農業生産や経営の安定化に向けて、県のかんがい排水事業により設置された排水機場のポンプ機器等が老朽化しておりますことから、機器の更新を行って安定的な維持管理を図るものでございます。施設運営につきましては、土浦市とつくば市、土地改良区などで構成する協議会が主体となって行っておりまして、令和８年度について、市の負担分を計上させていただくものでございます。よろしくをお願いします。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、９ページをお願いします。地域公共交通確保維持改善事業につきましては、土浦市地域公共交通計画に基づきまして、地区特性に応じた公共交通で快適に移動できるまちの実現に向けた取組を推進するものでございます。令和８年度につきましては、コミュニティ交通の実証運行としまして、先日、中村南・西根地区、右籾地区に続きまして、運行を開始した乙戸南地区のつちまるバスの運行をはじめまして、計画期間が満了する土浦市地域公共交通計画の改定のほか、地域連携公共ライドシェアの運行や茨城県と沿線市町村との協調補助を行うバス運行対策費負担金などの運行補助等を行うことによりまして、公共交通不便地域の解消に努めてまいります。つづきまして、１０ページをお願いします。地域地区等調査事業でございます。この事業は、地域の実情に合った都市計画の見直しをするとともに、地区計画の導入等を通して、地域特性に応じた土地利用の誘導を図るものでございます。令和８年度の事業内容としましては、土地利用状況等を把握するため、定期的実施している都市計画基礎調査を実施するととも

に、地区計画区域に係る区画道路の基礎調査及び実施設計、神立東停車場線の概略設計を実施したいと考えてございます。つづきまして、11ページをお願いいたします。スマートインターチェンジ整備事業につきましては、中心市街地へのアクセス向上等の様々な効果が期待できることから、現在、整備に向けて、詳細設計や地質調査等を行っているところでございます。令和8年度につきましては、詳細設計の結果を基に、NEXCO東日本やつくば市等の関係機関と調整を図りながら、用地測量や不動産鑑定等を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

○石引都市整備課長 つづきまして、都市整備課でございます。サイドブックの12ページをお願いいたします。開発候補地調査検討事業になります。本事業におきましては、新たな開発候補地を抽出し、開発可能性の調査を進めております。今月、土浦北インターチェンジ周辺地区の地権者説明会を開催し、今後の土地利用の意向確認に取り組んでおりますので、新年度は、地権者の意向を踏まえつつ、土地利用方策を検討するとともに、地権者合意形成を進めまして、産業用地創出の実現を推進してまいります。サイドブック13ページをお願いいたします。インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業になります。本事業は、桜土浦インターチェンジ周辺地区の土地区画整理事業でございます。今年度は事業協力者が決定しましたので、事業協力者とともに国、県や市の関係課など、関係機関との協議を進めつつ毎月のように準備委員会を重ね、事業計画を整理してまいりました。新年度につきましては、都市計画変更関係等の図書をまとめるとともに、路線、街区測量を行ってまいります。なお、事業協力者におきましては、新年度前半で業務代行予定者に移行し、準備委員会の事業費を一部立て替えながら設計等を前倒しで実施してまいります。サイドブックの14ページをお願いいたします。川口ショッピングモール歩行空間再構築事業になります。本事業につきましては、中心市街地の主要な回遊ルートとなっています川口ショッピングモールの歩行空間につづきまして、ただの歩道ではなく、活用される魅力ある歩行空間として再構築し、にぎわい創出を図るため、現在、基本計画の作成、測量及び詳細設計を進めております。新年度につきましては、位置図にございますとおり、商店前の一番西側のゾーンにつづきまして、継続費を設定し、2か年で工事を進めてまいりたいと考えております。サイドブックの15ページをお願いいたします。まちなか定住促進支援事業になります。本事業につきましては、定住促進を図る支援制度を活用いたしまして、居住人口の増加による活力と、にぎわいのある中心市街地の再生を図るものでございます。本事業の内容といたしましては、中ほどの表にございます

とおり、賃貸住宅家賃補助、住宅購入補助とそれらへの加算措置として、多世代近居、同居世帯への補助額加算、賃貸住宅建設補助の三つの補助を行ってまいります。これらの補助制度によりまして、中心市街地への定住促進を図ってまいりたいと考えてございます。サイドブックの１６ページをお願いいたします。土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業でございます。本事業につきましては、川口二丁目の市有地に官民連携によりまして、観光やレクリエーション拠点を整備することで、多くの方が訪れる魅力ある土地利用を推進し、中心市街地の活性化、にぎわいの創出を図るものでございます。現在、茨城県とともに民間事業者の提案募集を行っておりまして、３月１９日に実施いたします公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定する予定となっております。新年度は、優先交渉権者と定期借地権設定の仮契約及びラクスマリーナの株式譲渡契約を締結いたしまして、それぞれ市の予定価格に満たない場合につきましては、議決が必要となりますので、議決をいただいた上での本契約締結を予定しております。当初予算は、契約に係る協議及び契約書作成等を弁護士に委託するための経費の計上となっております。サイドブックの１７ページをお願いいたします。中心市街地まちなか再生事業でございます。本事業につきましては、駅と亀城公園の中間地点でございます、中央一丁目地区におきまして、商業施設と子育て支援施設等の官民連携した施設の整備により、中心市街地全体のにぎわい創出を図るものでございます。今年度は用地測量を進めておりまして、新年度につきましては、段階的な用地取得に向け、事業予定地の一部について、土地評価及び補償費算定を実施してまいります。サイドブックの１８ページをお願いいたします。キャリア形成支援フォーラム開催事業でございます。こちらにつきましては、人手不足が課題となっております市内事業所に対しまして、雇用確保の支援をすること及び高校生等へのキャリア教育を目的としまして、高校生世代と地元企業が交流するイベントを新規で開催するものでございます。当初予算は、各高校等から会場まで生徒が移動するためのバス運行委託料等の計上となっております。以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き御説明いたします。１９ページをお願いいたします。橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業でございます。事業の概要でございますが、これまで耐震補強につきましては、緊急輸送道路やＪＲ常磐線などに架かる耐震化予定の３４橋のうち、３２橋の耐震補強を施工しております。また、長寿命化修繕事業につきましては、これまで歩道橋を含む３０橋の長寿命化修繕工事を施工しております。新年度の事業内容としましては、常磐道に架かる常磐道５号橋の設計及び長寿命化工事を進めてい

く予定でございます。つづきまして、20ページをお願いいたします。道路新設改良事業でございます。この事業は、狭隘な生活道路の拡幅改良や舗装及び交通安全施設工事などを計画的に実施するものでございます。事業の概要といたしまして、現在までの整備状況でございますが、市道の延長約1,540キロメートルに対しまして、約754キロメートルが改良済でございます。改良率といたしましては、48.95%となっております。新年度の整備予定でございますが、改良工事15路線、測量調査及び実施設計など11路線を進めていくものでございます。つづきまして、21ページをお願いいたします。田村沖宿線延伸道路整備事業でございます。この事業は、国道354号のおおつ野団地入口交差点から神立駅東地区方面の区間、延長約2,864メートルを幅員14メートルで整備するもので、今年度は、図面の点線部分、Ⅱ期区間の864メートルにおきまして、かすみがうら市の区域において、道路改良工事を実施いたしました。新年度の事業内容でございますが、Ⅱ期区間の西側の歩道整備を進めていく予定でございます。つづきまして、22ページをお願いいたします。荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業でございます。この事業は、県道土浦港線から都市計画道路真鍋神林線までの延長630メートルを、現在の3車線から4車線に拡幅整備するものでございます。今年度は、用地買収を進めている状況でございます。新年度につきましても、引き続き用地買収を進め、一部盛土工事に着手する予定でございます。つづきまして、23ページをお願いいたします。木田余神立線街路事業（Ⅱ期）でございます。この事業は、都市計画道路中貫白鳥線から北側の未整備区間の延長328メートルを幅員12メートルで整備するものでございます。今年度は、用地交渉を進め、一部道路改良工事に着手いたしました。新年度の事業内容でございますが、これまで買収してきた箇所におきまして、道路改良工事に着手する予定でございます。道路建設課は以上でございます。

○和田住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。引き続き、24ページをお願いいたします。転入者リフォーム応援事業でございます。転入者リフォーム応援事業は、土浦市内に転入される方が中古住宅を取得して、リフォーム工事を行う際に、工事費の一部を助成する事業であり、移住促進による定住人口の増加と既存住宅の利活用を目的とした、転入者支援事業でございます。以上でございます。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。25ページをお願いします。都市下水路整備事業でございます。この事業は、都市下水路の計画的な整備により、豪雨による道路冠水などの解消とともに、生活環境の改善を図るものでござい

ます。事業概要としまして、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、年次計画により整備を進めております。令和８年度につきましては、継続して工事を進めるため、実施設計委託も実施いたします。つづきまして、２６ページをお願いします。公共下水道（污水）整備事業でございます。この事業は、計画的な公共下水道の整備により、生活環境の向上と霞ヶ浦や河川などの水質保全を図るための事業でございます。新年度につきましては、引き続き沖宿町地区など未整備地区の整備を継続してまいります。２７ページをお願いします。公共下水道雨水排水路整備事業でございます。この事業は、市街化の進展に伴う降雨の際の家屋浸水や道路冠水の解消を図るものでございます。事業概要につきましては、現在、二つの雨水幹線を継続整備しているところですが、一つ目の木田余１号雨水幹線の整備につきましては、常磐線から木田余ポンプ場までの未整備区間の整備を進めているほか、木田余ポンプ場のポンプ設置工事の２基増設を令和６年度から８年度までの継続費を設定し、事業を進めているところです。二つ目の神立菅谷雨水幹線の整備でございますが、この路線につきましても、常磐線の西側上流区間を引き続き整備を継続してまいります。下水道課は以上でございます。

○**滝田水道課長** 水道課でございます。２８ページをお願いいたします。配水管施設整備事業及び老朽管更新事業でございます。事業の目的でございますが、配水管整備は未給水地域の解消を図るためであり、老朽管更新事業は更新基準を経過した水道管の更新工事を行うものでございます。概要でございますが、配水管施設の整備事業につきましては、地元要望路線などの新設整備や神立配水場から新治浄配水場までの送水管整備のための設計を進めてまいります。つづいて、老朽管更新事業につきましては、施設の耐震化を兼ねた更新工事を計画的に進めてまいります。説明は以上でございます。

○**今野委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御意見や御質問はございませんか。

○**竹内委員** 佐々木商工観光課長のほうに素朴な質問です。この間、工場関係者と議会報告会をやったんです。その時、奨学金のほうが課題として出たわけですけど、私の隣にいた方から、竹内さんこの奨学金の返還支援事業で、奨学金を返還をする学生さんはどうやって特定するのですかと言われたわけです。要するに、奨学金を返還をする支援事業だから、奨学金を返す学生さんを特定しないとだめでしょ。それを特定するのに、どのような手続きで、どうやって見つけるのと言われて、私もよく分からないんだってなったんだけど、自己申告でしょ、どっちにしても。

○佐々木商工観光課長 奨学金の支援事業は政策企画課で対応しているものですが、基本奨学金の区分も決まっています。日本学生支援機構の第一種、第二種、あと茨城県奨学資金ですか。あと母子や父子など、こういったものを借りている方のみという形にしていると聞いております。以上でございます。

○竹内委員 今後、奨学金の問題はあっちこっちでやっていることだから、別に新しいことではないのだけれど、要するに奨学金を受けて、勉学に励むわけですよね。ところが、奨学金を返還をしなくてはならないと。この返還が大変だからというので、アルバイトしたりなどいろいろと苦勞をしているわけです。東京都はそういうのを助けようということで、これは土浦市も助けようということだよね。これは予算が出ていて、この対象になる方の基礎データみたいなものがあるらしいのだけれど、大体何名ぐらいを対象にしているのですか。

○佐々木商工観光課長 都内在住というのが第1条件になっていることもございます。県のデータ等々を含めて、Uターン率、あと都内からこちらに来ている就職率等、そういったデータを用いて、県全体のしかそれは出なかったのですが、その上で、土浦市が20から24歳まででの人数、その割合を含めて、確か140人くらいがおそらく戻ってくるのではないかなと。我々のほうで実施しているのは、奨学金ではなくて、引越しとかの話なのですが、その内の半分くらいが使うのではないかとということで、見込んでいるところでございます。

○下村委員 就職を県内に希望する、U I Jターンとかこういうのを希望して、交通費を市は補助するのだけれど、交通費を市は補助して、戻らなかったらどうなるのですか。

○佐々木商工観光課長 交通費や引越しの部分については、面接などで採用になって、進むんだというのが決まった上で支払う、そういう状況でございます。

○海老原委員 まず今年度の実績を教えてください。

○佐々木商工観光課長 交通費につきましては、ゼロというような状況でございます。参考までに、政策企画課でやっている奨学金支援のお話をしましたけれども、現在で22名の方から申請を受けている話を伺ってございます。

○海老原委員 学生でなくても、これはいいわけだよね。卒業した後に県内に戻ってくる場合は適用になるのかどうか。

○佐々木商工観光課長 奨学金の話だと思うのですが、奨学金については、土浦市に引き続き1年以上住民登録がされている、また30歳未満の方ということなので、おっしゃるとおり学生でなくても大丈夫でございます。引越しと交通費については、それぞれ就職して1年以内とか、卒業1年以内とか、そういった条件がございます。

○海老原委員 そういった中で、先ほど竹内委員も同じような話をしましたが、先日の議会報告会において、企業の経営者のトップの方ほとんどが、こういう奨学金返還支援事業があるということを知らないのね。これはどういうふうに考えていくのか。

○佐々木商工観光課長 この奨学金返還支援事業については、市のほうも広報やホームページ等に出しているところではございますけれども、基本は国と県の事業でございまして、国と県の補助を使っている事業でございます。国と県でこの大きな部分を都内の大学等でPRしているところでございます。そういったところで、事業者の方で知らないというお話がございました。今回、我々のほうで新たな事業で引越し費用の補助もやりますので、何かしら事業者さんにも分かるような形で研究していきたいと思っております。

○海老原委員 是非、企業の経営者の方に向けてだけでなく、企業も含めてこういった制度を土浦市はやっているということを知っていただきやすいような手段を取ってください。お願いします。

○寺内委員 石引都市整備課長。16ページの説明の中で、プロポーザルをやるよね。その時に、あそこは27度の温泉が出てんだよね。それを利活用してくれるようなプロポーザルをやってもらわないと。例えば、温泉が出ていたのを全然知らなかったから、使わなかったではなくて、市民の憩いの場所を作ってもらうんだから、そういうような温浴施設を加えてもらうとかを市のほうから提案しないと。プロポーザルで来た人は、温泉が出ているのは分からないんだから、そういうことで調整するようにしてください。温泉が出ていて、元栓で今は止まっていて、27度の温泉だから少し沸かさないといけないけれども、温泉の鉱脈が出ているから、市民の人に使ってもらうようなことでやってもらうようにしてください。

○石引都市整備課長 ありがとうございます。サウンディングに参加した方、それ以外にサウンディングに参加されない方でも、現地を見ていただいた事業者にも、あそこは温泉が出ているというのは一つのアピールポイントになるというようなお話はいただいたことがございます。サウンディングの中に提案でも、やはり温浴施設というような提案をされた企業さんもいらっしゃいます。今回も事業者さんの大きなポイントとして、提案の中で組み込んでいただいていると、私ども募集要項を作っている中で考えておりますので、そういったところも、採点のポイントとして見ながら対応してまいりたいと思います。

○寺内委員 なぜ聞いたのかというと、一番温浴施設を作ろうと盛り上がった時に、コロナウイルスが拡大して、今度はソーシャルディスタンスだからだめ

ですということで、温浴施設が３年間事業停止してしまったんだよね。そのために、銀行から融資を受けようと思っても、いつ収束するか分からないからということで、事業者が手を挙げたけれど、途中で手を下ろさなくてはいけなくなった。でも、これだけコロナも落ち着いたから、今度は事業者も手を挙げてくれると思います。今聞いた答弁では前向きに考えるということなので、是非それを入れてやってください。ロケーションもいいですから。ただ、マンションを建てるための鉄骨だけが残っているけど、あれも上手く利用してもらうようなことで、それをサウディングに入れてもらえることを考えてください。

○下村委員 １３ページの土地インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業。これは県が関与していないというようなことで、土地区画整理組合を設立してやったんです。これ前にも担当課には言ったけれど、地権者が減免措置を受けられないわけ。そうすると、税金をそれだけ負担しなくてはいけないわけだ。それでなかなか進まないのかもしれないけれど、こういったことを阿見町も実穀で７０ヘクタール開発するのに県が関与してきているわけで、県が入ってこないと、減免措置を受けるのは大変だというのは担当課のほうで分かっているので、今後はインターチェンジ周辺地区の土地利用促進をやっていくのであれば、茨城県や国を巻き込まないと、地権者により有利な条件が揃わないと思うんですよね。だから、その辺もよくお考えいただいて、地権者もどんどん協力的に向かうようにさせないと開発が遅れてしまう気がするんです。その辺の開発の進展具合とか、土地の地権者が今回の状況でどのくらい不満が出ているのかとかそういったことがあったら教えてください。

○石引都市整備課長 都市整備課でございます。桜土浦インターチェンジ周辺地区の税控除の件でございますが、組合による土地区画整理事業につきまして、税控除制度そのものは税法上でございます。ただ、特例措置の時限立法になっておりまして、令和８年度末までの時限立法となつてございます。こちらは令和５年度に１度、３年間の延長がされた制度でございまして、現在ですと、桜土浦インターチェンジ周辺地区の事業と時期が、法的な要件を満たすための時期が合わないような状況にあります。ただ、制度そのものはありまして、適用の条件が非常にハードルの高い制度になっておりまして、なかなか適用は難しいということで、地権者さんには積極的に今まで説明を市のほうでもしていないところではございます。３年前にも国と協議はさせていただきまして、時限立法の延長について、市からもいろいろと情報提供はさせていただきました。新年度におきまして、先だって国交省に延長措置について、改めて確認したところ、新年度になってから財務省と折衝等が始まるということなので、新年度に

なって改めて、市のほうからいろいろと情報提供をしながら進めてまいりたいと思います。税控除の制度が延長され、適用されるというような見込みが立つ場合には、地権者さんに積極的に情報提供をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。地権者さんの不満はどういったものが出ているかというようなお話もございました。現在、御存知のとおり仮同意率は90%を超えている状況ではございますが、やはり地権者さんによって様々な条件があります。減歩率であったり、土地の先買に当たっての価格といったような条件がございます。こういったところにつきましては、今後、組合が設立されて、事業協力者が業務代行予定者、業務代行者と上がっていく段階で、事業協力者が社内的にある程度深い話を上まで上げられるというレベルが上がってまいります。現在、お金の話がなかなか積極的にできないというようなお話を聞いております。まずは新年度の前半で業務代行予定者に当たり、事業協力者が社内的に深い話ができるようになってくると伺っておりますので、その段階で改めて地権者さんに説明会を開催するとともに情報提供しながら、事業協力者、業務代行予定者と共に地権者を回り、地権者の皆さんの御意見を吸い上げながら対応してまいりたいと思います。

○下村委員 現在の進捗率はどんな感じなのですか。

○石引都市整備課長 現在、令和9年度に都市計画変更、市街化編入を行います。また、調整区域になっていきますので、市街化編入を進めるというところの、当初作成に向けての県や国との下協議を進めております。また、6号バイパスと接続させますので、こういったところの交差点の下協議も進めているところでございます。事業協力者のほうでは、市が令和5年12月に説明会を開催をしまして、事業費の概算を示したところですが、やはり物価高騰で工事費が高騰していますので、事業協力者のほうで改めて精査を進めて、事業フレームを作っている作業中でございます。そちらがある程度固まりましたら、新年度早々に地権者説明会において、地権者のほうに示してまいりたいと思います。また、農政協議、市街化編入するための農振除外をするためには、ある程度最終的に立地する事業者の決定、またその見込みというものがなくなってまいりますので、事業協力者の中では日鉄興和不動産がデベロッパーとして入っておりますので、こちらが民間事業者に接触を続けているところでございます。

○下村委員 当初の計画から遅れているのか、進んでいるのか、何%ぐらいなのかという把握が必要だと思うのですが、そこら辺が分からないの。

○石引都市整備課長 現在の進捗としましては、当初予定と大幅な遅れはない、ある程度順調に進んでいるというところでございます。令和9年度中の都市計

画決定、組合設立認可、こちらには事業スケジュール通りに間に合う見込みでございます。

○海老原委員 14ページ、川口ショッピングモール歩行空間再構築事業。これは、モール505の1階というか、通路部分のみの再構築ということでいいんですか。

○石引都市整備課長 都市整備課でございます。今は水が流れていない部分もあるかと思いますが、商店の前、高架道下の部分、タイル張りの歩行空間の再構築となっております、その北側の市道についても含めて、今は市道が曲がるような形になっていますが、あそこも通りやすいような形で一体的に整備するというものでございます。

○海老原委員 事業の内容は分かりました。ということは、当然モール505とのつながりもかなり必要だと思うんだよね。これだけでは、モール505との連携が全然見えてこないの、その辺は、頑張るとしか言いようがないのか。

○石引都市整備課長 ありがとうございます。管理組合及び商店会、地元の地区と何度か協議の場を設けまして、意見交換をしております。また、地元にも声をかけまして、ワークショップをやったりといったこともしております。当然、完成後にはそこを有効活用していただくために商店会としてどういったものができるのかというような意見をいただいたり、また商店会での考えをまとめていただけるような促しを行っているところでございます。

○海老原委員 引き続きよろしくお願いします。つぎに、27ページの木田余ポンプ場の設置について、先ほど飯塚下水道課長の説明は追加だったと思うので、その確認をしたい。

○飯塚下水道課長 現在、木田余ポンプ場に2基設置してありまして、増設で2基設置するという事です。以上です。

○海老原委員 どれぐらいのポンプなのか。

○飯塚下水道課長 常磐線を跨ぎます木田余の雨水幹線をつなぐための2基増設工事になっていまして、後で規模のほうは答えさせていただきます。

○下村委員 6ページの日本一のれんこん産地推進事業のことだけれど、今年度の事業で県外出店時交通費の3万円。これは1回ぐらいしか行かないのかなという疑問があるのですが。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。この産地推進事業のほうの旅費は協議会のほうで行かれるようなものです。職員のほうは市の通常の旅費という形で考えておりまして、こちらはイベント等に出て、れんこんの事業者さんに出て

いただくに当たって、交通費や駐車場代も全部自費という形だとなかなか行っていないという御意見をいただいたところもありますので、そういった部分を補てんするような意味で、旅費という形で3万円ほど組ませていただいております。

○下村委員 出店時交通費だから、何回ぐらい予定しているのかというのをもう一度教えてください。

○岡田農林水産課長 こちらにつきましては、茨城の収穫祭といったものがまず年1回ございます。そのほかに、今年度の3月に急遽同じような県主催のイベントがあるので、年3回ぐらいに県外のイベントに出ていただければということでございます。ただ、事業者さんが行かれない中でも、職員のほうで事業のPRという形で、その制度チラシの配布などを行っております。また、鹿島アントラーズでの試合やシクロクロスといった県内でのイベントの出店については、旅費を特に計上していない形でございまして、県外のほうで3件程度ということで、予算を見込んでおります。

○竹内委員 9ページの地域公共交通確保維持改善事業。この間、乙戸南のほうでつちまるバスの開通式があって、たくさんの方が来ました。簡単に言うと、どうして南部地区ばかり開通するのですかと。右靱も中村南も。今は並木辺りをやっているそうですが、今はどこの地区を進行中なのか。それから、申請をしたい地区もあるわけです。どういうふうにやれば、つちまるバスの申請というか、話合いのテーブルを市役所は設けてくれるのですかと。要するに、地区長や学校とかそういう所で協議会を作るとか、そういう形にしないと市役所のほうでは受け付けてくれないのかとか。その辺はどうなっているのでしょうか。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。ちょうど荒川沖周辺がぐるっと回るような配置になっているのですが、これも交通空白地帯の調査を行った中で、例えば人口密度とか、バスの路線状況とか、そういうものをトータルで見まして、市内の各エリアについて順位付けを行ったものでございます。その中で、中村南・西根南地区が一番で、その次が右靱地区、その次が乙戸南地区になったという状況でございます。なので、南部地区を優先しようというわけではなく、交通空白地帯の度合いに応じて順位付けをしていったというものでございます。あと、ほかの所がどういうようにやったら話に上がってくるかということですが、現在の順位付けでいいますと、次が並木地区ということになりまして、地元の区長さんと少し協議を行ったところで現在止まっております。やはり一番厳しいのがドライバーの確保で、どうもなかなか進まないだろうということで、本来であれば乙戸南循環につきましても昨年度導入でき

るかなというところだったのですが、ドライバーの関係で今年度によりやく入ったという状況があります。お電話とかでも、いろいろな地区からつちまるバスを走らせてほしいという問合せをいただいておりますが、なかなか追いついていない状況でございます。

○竹内委員 一般的に言っても、西部地区や北部地区とかの地区長さんや様々な関係者たちから言えば、どうしてつちまるバスは南部地区のほうばかり走っているんだと言うのは当たり前のことなんだ。だから、できるだけ広域的にやれるような体制を組んでもらってください。そして、こういう形で交通空白地域をなくすとか何らかの説明をしてあげないと、片手落ちになってしまうんだよね。並木地区はどういうぐらいに進んでいるの。

○齋藤都市計画課長 並木地区になります。現地での勉強会とかを開いて、アンケート調査をやった程度で、乙戸南地区の話が進まなくなってしまったというのもありまして、止まっている状況でございます。

○竹内委員 あとは、ライドシェアというのはかなり大々的に土浦市も取り組んだけれども、全く話題にもなっていないんだけど、今はどんな状況ですか。

○齋藤都市計画課長 ライドシェアはなかなかないパターンの事業で、土浦市とつくば市、牛久市、下妻市と一緒に始めたというのがあります。実際の利用がどのくらいかといいますと、委員おっしゃるとおり、あまり伸びていないような状況でございます。その中で、SNSを使ったPR、そのほか対象となるエリアに個別のポスティング、それから公民館まつりにもブースを設け、説明会をやったりしていますが、なかなか伸びていないという状況です。

○竹内委員 つくば市のほうに行ったら、ライドシェア不要論というのがたくさん出ていて、余計なものに金を掛けるなとかいろいろあります。なかなか難しいよね。需要と供給の問題もあるから。でも、できるだけやり始めた以上は宣伝して、利用してもらわないかと思っています。話は変わって、14ページ。川口ショッピングモール歩行空間再構築事業。これは会派代表質問で私はやりました。モールの歩行量というのは、直近で何年に調べたのか。そして、どのぐらいの数値だったのか。それがこういうことをやることによって、どのぐらい歩行量が増えるのか。また増える根拠はどこにあるのか。そんなことを本会議でやったのですが、良い答弁をいただきましたよ。

○石引都市整備課長 都市整備課でございます。中活計画の目標の中で、歩行者の交通量がございまして、その中でモールの前の歩行者交通量も測定しております。すぐに資料を見つけてお答えさせていただければと思います。

○今野委員長 後ほどお願いいたします。ほかに御質問はございませんか。

○飯塚下水道課長 先ほどの海老原委員のお答えですが、現在工事中の木田余ポンプ場の排水について、口径１．８メートルのポンプを２基増設しております。

○今野委員長 ありがとうございます。ほかに御質問はございませんか。

○寺内委員 岡田農林水産課長かな。日本一のれんこんのＰＲをやっているよね。それで徐々に広まってきて、この前の産業祭の時にトラック協会の方から言われたんだ。名古屋のほうに行ったら、れんこんを積んできてくれたのかな、日本一のれんこんということで、そのぐらいはＰＲが行き届いているのかなと思うのだけれど、トラックは日本全国を走るから、北のほうや南のほうに行ってもらったりするのに、それだけのやつをトラックに付けなかったらＰＲにはならないわけだよ。だから、ある程度年間幾らかでもいいから予算を付けて、カッティングシートでも貼ってもらって、日本全国を走ってもらってください。カッティングシートだけであって、ガソリン代の補助とか何かはやらないのだから。カッティングシートは幾らもしないんだから、ある程度思い切って、トラック協会にお願いしますということをやってください。トラック協会のほうも何社もあるわけだから、今回はここでやってくれとか、今回はここでやってくれとかでやるのに、頭だけやって、あとはないということは、ほかの運送会社には全然１台もやってもらえないということになるので、なるべくそれは毎年でもいいから予算を付けてＰＲしてください。最初は大々的に日本一のれんこん産地とって、すごかったけれども、何か尻すぼみになっているような感じがあるので。トラック協会の人も積んでいった時に、れんこんを持ってきたのかと言われたことがあるみたいなので、それでどうやったら、そのれんこんをとということを言っているみたいなので、そういうことはトラック協会の人と打合せして、それで生産者の人から積んで行って、販売できますぐらいのことをやれば、ＰＲと販売にもつながるのではないかなと思うので、そういうことは少し考えてやってください。答弁はいいよ。

○吉田副委員長 ９ページの地域公共交通ですが、私が当選をした頃にも話したのですが、ライドシェアとかいろんなツールが増えてきていると思いますが、私が地域を歩いて、みんなどこに行きたいのという話をすると、大体決まっているんですよ。病院に行きたいんだよとか、スーパー行きたいよとか。孫がどこか週末に連れて行ってくれるけれど、平日の時にポンと行きたいよって時に、私の地域はタクシー屋さんが１個潰れてしまったりとかで、何かポンと呼べないみたいのもあります。それに使う人は高齢者の方が多いから、ライドシェアとかは使いにくいんですよ、アプリだなんだとかで。以前もお話をしま

したが、行政として嫌がる、ごちゃまぜという言い方ですが、結局バスとか学校の送迎とかは朝と夕方だけやっていますよね。阿見町で事業を受けている事業者さんは、昼間の時間は暇なんですよね。今委託されているつちまるバスとかもそうですが、ドライバーがいないよという中で、帯で8時間来てくれというのはなかなかいないと思いますが、4時間だけとか、こういう柔軟な考え方をお願いします。後は、今送迎している車で何がたくさん走っていますかといったら、タクシーよりも介護系、病院、福祉施設の送迎車とかがあるじゃないですか。そういう官民の連携ではないけれど、結構縦割りの部分をばっと外すしかないと思います。この間ヨシケイさんとやったやつみたいに、ヨシケイしながら防犯のやつをしますとか、片手間ではないけれど、これだけをやってくださいといっても人は来ないですよ。本当に人材がいないから。8時間絶対にここに行ってくださいと言うと、来てくれないと思いますが、少しの隙間時間でやってくださいというのは、このライドシェアのちょっと弱いところですよ。なんか組織が強くないというか、システムが構築されにくいというのがあるので、ドライバーがいないよというのは何年も聞いている話ですが、民間事業所でドライバーをうまく確保できている所もあるわけですよ。そういう所にも調査研究をとというのが提案になります。バスといったら関鉄さんとかではなくて、せっかく大型の免許、2種でなくてもいいことになったよねというのも使いながら、介護タクシーさんとかいろんな事業者、福祉関係もいると思うので、アンテナを広げていただければ、もう少し公共交通はつちまるバスだけではなくて、みんなに手を差し伸べられるのかなと思うので少し考えていただければと思います。

○齋藤都市計画課長　ありがとうございます。確かにタクシー事業者さんが廃業になっている所がぽつぽつと出始めております。先ほどのライドシェア事業で説明が足りなかったところもありますが、事業は交通空白を埋めるような時間体とかに、一般の方が2種免許がなくても、人を移動させることができるという事業ですが、それに合わせて、そこから2種免許を取るような支援も併せてやっているところでございます。この間、地域公共交通会議を開いたところ、タクシー事業者の代表の方はドライバー育成の部分に大分期待しているというところがあります。そういうこともやっていきたいと。吉田副委員長がおっしゃいますように、縦割りとか横割りとかそういうものだけではなかなか馴染まない部分がだんだん出てきているんだらうなと思っております。来年度は公共交通計画の改定に併せて、例えば、高校生とか中学生とかがどういう通学をしているのかとか、工場勤務の方がどういう通勤をしているのか、例えば、会

社がバスを用意していたりとかというのもありますので、そういうところも調査をしてアンケート調査に入っていこうと思っております。その上でどういうやり方があるのかというのは改めてまた考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○平石委員 今のに関連して質問させていただきたいと思うのですが、タクシー事業者で廃業されている方が何社か出ているというお話を伺って、私も非常に驚いてる、ショッキングなお話かなと思いました。つちまるバスはあくまでも実証運行とか実証実験ということで聞いてはいるのですが、コロナ禍というのは置いておいて、何年間試験をして、結果によっては継続か廃線かみたいなことも考えられるかとは思いますが、そういったことについて改めて教えていただきたいです。

○齋藤都市計画課長 つちまるバスにつきましては、実証運行期間を概ね3年と見ております。その中で、中村西根は間にコロナ期間を挟んでしまったので1年くらいプラスになっています。それから、右糸地区につきましても、ある程度、1便当たり何人ぐらい乗るといような目標を立てまして、地元の協議会の方にも頑張ってもらって、目標を何とか達成できたということで、来年度は実証運行というの取れて、やっていこうと。それでもどんどん乗らなくなってしまうと、また考えなくてはいけないという話は地元の方にもさせていただいております。なので、乙戸南地区についても、先週スタートしましたが、3年ぐらいは実証運行期間ということで伸びる状況を見ていきたいという状況でございます。

○平石委員 分かりました。吉田副委員長からもお話がありましたけれども、高齢者の方というのは電話をすると、自宅まで迎えに来てくれて、目的地まで連れて行ってくれるっていうのは当たり前、要は予約をしたり、アプリで何かをしたりということではなくて、簡単なのが多分一番良いのかなと思います。全国で見ると、通常のタクシーに助成券というか、そういうものを出している所もあると思いますが、公共交通のつちまるバスが運転手がいなければできません、いつになるのか分かりませんということで、5年も10年も続いていくようなことがあるのであれば、そのようなことも同時に検討するというのも私は必要かなと思っています。タクシーに乗る人がいれば、廃業する事業者もいなくなるわけですから、そして高齢者で移動手段がなくて困っているという人も、シンプルに分かりやすく利用率も上がるのかなと思いますが、そういったことはどのようにお考えでしょうか。

○齋藤都市計画課長 先ほどのライドシェアの部分とも重なってるところ

がありますが、ライドシェアのエリアを決めていく、運行している時間を決めていくという時に、タクシー事業者さんが頻繁に運行しているエリアや運行をしている時間体は避けて設定しているというのがございます。それはやはり、タクシー事業者さんはタクシー事業者さんで継続してやっていっていただきたいというのがありまして、その分なかなか使いづらい時間体になっているのかなというのがあります。その中で、タクシーの助成券等につきましても、タクシー事業者さんと話をしますと、そういう意見も出てきております。それとは別に高齢福祉課でやっております乗合いタクシーというのがありまして、これは高齢者の方で会員登録をして、お金は掛かりますが、会員登録の費用に対して市で助成をするという、その中で割安な値段で市内全域が移動できるという方法もありますので、来年度の計画改定に合わせて、その辺はどういう組合せにしていけるのが良いのかは少し考えていきたいと思っております。

○平石委員 分かりました。乗合いバスについては、以前からいろいろな部分で議論されてますが、なかなか利用率が上がらない。予約をしようと思って、行きは予約できるけれど、病院の帰りの予約ができない、時間が分からないので、帰りの予約をいざしようと思って電話をすると3時間待たされたとか、そういう現状もあってなかなか利用率が上がらない状況が続いていると思います。ライドシェアでもいいのですが、分かりづらいというのは利用が上がらない一つの要因ではないかなと思いますので、そういうことも含めて、これから考えていただくというのが必要な時代に入ってきてると私は思いますので、是非とも検討ということで結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○竹内委員 まず17ページ。17ページは土浦市にとって、当委員会にとっても最も大事なやつです。ここに地権者という言葉がたくさん書いてあるのですが、本会議で聞いたから、26人だったかね、この地権者は。本会議で答弁いただきましたけど、去年26人とか何とかって言われたんだっけ。

○石引都市整備課長 まちなか再生事業、京成百貨店跡地の地権者につきましては、共有とまたは法人名義になっている所もございまして、その一つの地権者とまとめられる所をまとめますと7名ということになります。また、先ほどのモール505前の歩行者交通量につきまして、直近ですと、令和7年11月9日の日曜日の場合、歩行者と自転車を合わせまして、653人。こちらはモール505の美容室ラストウィンという店舗がございまして、その前の交通量が653人。また翌日の11月10日の月曜日につきましては、歩行者と自転車を合わせまして、144人となってございます。整備によってどれぐらい増加するかという推計までは実施していないという状況でございまして。

○竹内委員 地権者の中に知っている人もいるけど、地権者の皆さんも機は熟しているのですか。商業施設を誘致したり、公共施設を誘致したり、とにかく変えようと、地権者の皆さんもそういう意味で機は熟しているのでしょうか。

○石引都市整備課長 中央一丁目のほうでよろしいですかね。中央一丁目のほうは、いろいろな市の事業のお話とかが過去もございましたので、最初接触したときはどうなんだという御意見は結構ございました。ただ今年度測量を実施しておりまして、接する外側の地権者にも立会い等をお願いしておりまして、お話をする機会がございますが、現状はやはり皆さん、良くないと思っております、皆さん事業の推進に賛同いただいているような状況でございました。

○竹内委員 いずれにしても、中心市街地活性化のど真ん中のここは、地権者の御協力をいただかないと。対案をしっかりと行政が出さないとね。こういうことするからお願いしますという。その辺は一緒にやっていくのですが、全く素朴な質問なんですけど、19ページに橋梁の話があるのですが、資料の真ん中に並木橋があるんですよ。これは、ラーメン屋のあそこの橋のことを言うの。

○浅岡道路建設課長 こちらの並木橋は、歩道橋ではなく、旧125号の常磐道に掛かっている橋でございます。

○今野委員長 ほかに御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、②令和7年度土浦市一般会計補正予算(第8回)(案)についてですが、佐々木商工観光課長より補正予算の説明に入る前に④土浦市花火のまち推進基金条例の制定(案)について、御説明をしたいとの申し出がありましたので、まず④土浦市花火のまち推進基金条例の制定(案)について、説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。別添資料4を御覧いただきたいと存じます。1の基金設置の目的でございますが、土浦全国花火競技大会を安定的かつ魅力あふれる大会として開催するとともに、本市を花火のまちとして、より一層発展させていくために新たな基金を制定するものでございます。2の基金積立金の財源でございますが、栈敷席販売収入や各企業からの協賛金などから、大会運営費を差引いた余剰金を積み立てるものでございます。なお、今年度の基金の積立見込額につきましては、一般会計の補正予算の中で御説明をさせていただきますが、3,900万円程度を見込んでございます。3の施行期日でございますが、令和8年3月25日からを予定しております。3ページからは基金条例案。そして4ページからは、制定内容の説明書となっております。説明は以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御質問や御意見はございませんか。

○海老原委員 この基金は、支出する時に実行委員会で使われるのか、どういうふうなのか。

○佐々木商工観光課長 支出する時については、実行委員会といいますか、この花火に関して使うといったものでございます。基本的には実行委員会の予算の中にとのことでございます。

○今野委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 それでは、②令和7年度土浦市一般会計補正予算(第8回)(案)について、続けて説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 商工観光課でございます。それでは、別添資料2を御覧ください。今年度の花火競技大会実行委員会における決算見込額について、これは1月15日現在でございます、付けさせていただきました。まず歳入でございますが、栈敷席やイス席をはじめ、広告料や駐車料金等の値上げをしたことによりまして、歳入全体で約1,600万円の余剰金が生じる見込みとなっております。つづいて、歳出でございますが、上から3段目の需用費につきましては、物価高騰の影響を受け、財源が不足していると。一方、役務費につきましては、興行中止保険などの見込みよりも安価に契約できたこと。委託料及び使用料、賃借料については、一日で開催できたといったことが要因といたしまして、歳出全体では約2,300万円の余剰金が発生する見込みとなっております。この結果、歳入と歳出を合わせまして、合計で約3,900万円の余剰金が発生する見込みでございます。その上で、左側の2ページを御覧いただきまして、今回の補正でございますが、この余剰金につきまして、先ほど御説明いたしました土浦市花火のまち推進基金へ全額積み立てるための補正予算の計上でございます。歳入といたしまして、22款諸収入、5項雑入、1目雑入、7節雑入に3,914万6,000円を計上させていただき、歳出といたしまして、6款商工費、1項商工費、5目花火大会費、24節積立金のうち、土浦市花火のまち推進基金積立金として、同額を計上し、積立てを行うものでございます。説明は以上でございます。

○岡田農林水産課長 つづきまして、農林水産課の補正になります。4ページを御覧ください。農林水産課のほうで3件ほど歳入の補正がございまして、補正の主な理由としましては、国県補助金事業実績の確定による補助金及び交付金額の確定ということで、減額の補正となっております。つづきまして、5ペ

ーの歳出について、8件ほどございます。こちらも歳入と同様に、補正の主な理由としましては、事業の確定等に伴う減額補正というものでございます。その中で、6ページを御覧ください。2段目のかんがい排水事業（木田余地区）でございますが、こちらは増額補正となり、説明欄にございますように、令和8年度事業費の一部を国が前倒しして交付することとなったことから、市負担分の増額補正となるものでございます。こちらの内容につきまして、8ページをお願いいたします。8ページの2段目に繰越明許事業（案）ということでございますが、先ほどのかんがい排水事業の増額補正分を、繰越明許事業として予算繰越しをお願いするものでございます。以上でございます。

○齋藤都市計画課長 つづきまして、都市計画課です。9ページをお願いいたします。歳入の補正となります。これにつきましては、協働のまちづくりファンド事業につきましては、事業費確定による減及び利子確定によります増、それぞれ補正をお願いするものでございます。つづきまして、11ページをお願いいたします。繰越明許事業でございます。2件ございまして、12ページをお願いいたします。都市計画GIS等更新業務、都市計画決定図書等作成補助業務につきましては、いずれも都市計画の変更等に伴う業務となりますが、関係機関との協議調整に不測の日数を要したため、繰越しをお願いするものでございます。位置図が13ページとなっております。つづきまして、15ページをお願いいたします。こちら繰越明許事業となります。2件ございます。16ページをお願いいたします。一つ目のスマートインターチェンジ詳細設計業務につきましては、NEXC O東日本等、関係機関との協議調整に不足の日数を要したため、二つ目のスマートインターチェンジ地質調査業務につきましては、一つ目の詳細設計業務に関連するもので、同様に関係機関との協議調整に不測の日数を要したため、いずれも繰越をお願いするものでございます。17ページが位置図となっております。説明は以上でございます。

○石引都市整備課長 都市整備課でございます。資料の18ページをお願いいたします。都市整備課は歳出のみの補正となっております。1段目の開発候補地調査検討事業、2段目のインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業、3段目の川口ショッピングモール歩行空間再構築事業、一つ飛びまして5段目の中心市街地まちなか再生事業につきましては、入札差金が生じたことによる減額となります。4段目の土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業につきましては、霞ヶ浦を管理する国や土浦港を管理する県との協議に時間を要しまして、公募手続きが遅れたことに伴い、契約に係る弁護士委託料のうち未実施となった部分の日当及び実費について減額するものとなっております。資料19ペー

ジをお願いいたします。繰越明許事業になります。インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業につきましては、地区面積を確定させるための境界測量におきまして、境界確定方法について関係機関との調整に不測の日数を要したものでございます。川口ショッピングモール歩行空間再構築事業につきましては、商店会や地元地区等との設計内容の調整に不測の日数を要したものとなっております。土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業につきましては、今年度既に公募開始に伴いまして、弁護士に一部業務に着手していただいております。具体的には基本協定書及び基本合意書のリーガルチェックを進めていただいております。この作業につきましては、本契約が完了するまでに要する手数料について、新年度に繰越すというものでございます。都市整備課からは以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 つづきまして、公園施設管理課でございます。23ページをお願いいたします。繰越明許事業案2件となります。1行目の都市施設管理事業、荒川沖駅西口エレベーター改修におきましては、製品の製作に時間を要しているところでございます。また、2行目の霞ヶ浦総合公園管理運営事業、Park-PFIなどの官民連携を見据えた、民間事業者選定支援業務委託及び選定委員会運営に係る経費につきましては、事業参入へ意向のある事業者の参入検討への時間を確保することから、繰越措置をお願いするものです。24ページは契約内容、25ページは位置図となっております。説明は以上でございます。

○市村建築指導課長 つづきまして、建築指導課となります。26ページをお願いいたします。こちらは歳入の補正となります。上段の狹隘道路関係の事業及び下段の耐震改修促進計画に係る事業、いずれも国費の交付決定に伴う歳入の減額となります。つづきまして、27ページをお願いいたします。歳出になりますが、上段が指定道路台帳整備事業、下段が土浦市耐震改修促進計画改定事業、いずれも入札結果に伴う事業費の確定による減額をお願いするものでございます。つづきまして、28ページをお願いいたします。こちらは繰越明許事業となります。茨城県指定の緊急避難路等沿道の耐震診断が義務づけられた建物に対しまして、昨年12月に建物所有者と合意に至りましたが、事業交付決定した後に、建物関係者が病気を患いまして、不測の日数を要したことから繰越しをさせていただきたいと思っております。以上です。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。引き続き御説明いたします。29ページをお願いいたします。歳入の補正は2件でございます。道路ストック修繕事業と地籍調査事業の補正ですが、いずれも国や県に予算要求をいたしま

した交付金や負担金の決定額が、要求額を下回ったことにより減額するものでございます。つづきまして、30ページをお願いいたします。歳出の補正で、道路ストック修繕事業でございます。入札により事業費が決定しましたが、入札差金を減額するものでございます。つづきまして、31ページをお願いいたします。繰越明許事業でございます。地籍調査事業及び道路橋梁管理事業で測量委託及び用地取得費の繰越しをお願いするものでございます。いずれも道路排水路の敷地に未登記の用地があり、買収する必要が生じましたが、境界立会い等に不足の日数を要したため、年度内完了が困難となったことによる繰越処置をお願いするものでございます。なお、事業一覧と位置図が32ページから33ページにございます。説明は以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。34ページをお願いいたします。一般会計の歳入補正でございます。一段目の道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）から、三段目の荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業まで、いずれも当初予算額に対しまして、国からの補助金と交付金の最終交付決定額が下回ったことに伴います減額補正でございます。つづきまして、35ページをお願いいたします。ここから一般会計の歳出補正でございます。一段目の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、18節負担金補助及び交付金でございます。現在、県が進めております急傾斜地崩壊対策工事につきまして、追加工事を施工することとなりましたことから、負担金として支出するため増額補正するものでございます。二段目の橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業につきましては委託料でございます。J R水戸支社へ令和3年度より工事委託しておりました常磐線3号橋の架替え工事が完了し、この後の議案のほうで説明させていただきますが、協定額が確定したことによる減額補正でございます。3段目の常名虫掛線街路事業の工事請負費につきましては、事業を見直したことによる減額補正。4段目の田村沖宿線延伸道路整備事業につきましては、補償補填及び賠償金につきまして、電柱移設に係る事業費の減額補正となっております。36ページをお願いいたします。荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業でございます。1段目の役務費から4段目の補償補填及び賠償金までにつきましては、調査個所の見直し及び用地交渉に不足の日数を要したものの。また、当初予算額に対しまして、国からの補助金の最終交付決定額が下回ったことに伴います減額補正でございます。37ページをお願いいたします。木田余神立線街路事業（Ⅱ期）でございます。上段の役務費と2段目の工事請負費につきましては、事業を見直したことから、それぞれ減額補正をするものでございます。以上が歳出の補正でございます。つづきまして、38ページをお願いいたします。繰越明許事業（案）

でございます。橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業につきましては、委託１件と工事２件でございます。いずれも関係機関との設計業務委託に調整に日数を要したことにより、年度内に完成することが困難となったものでございます。つづきまして、３９ページをお願いいたします。道路新設改良事業でございます。測量調査や設計委託２件は、地元との調整に日数を要したものでございます。また、改良工事６件と補償５件につきましては、用地や補償交渉及び電柱移設などに日数を要したことにより、年度内に完成することが困難となったものでございます。つづきまして、４０ページをお願いいたします。枠の中の１行目の常名虫掛線街路事業から４行目の木田余神立線街路事業（Ⅱ期）までにつきましては、いずれも関係機関との調整及び用地交渉に日数を要したことにより、年度内完成が困難になったものでございます。事業ごとの詳細一覧と繰越案件の位置図につきましては、次の４１ページから７０ページまでとなっておりますので、御確認いただけますよう存じます。道路建設課の説明は以上でございます。

○和田住宅営繕課長 つづきまして、住宅営繕課でございます。７１ページをお願いいたします。はじめに、歳入の補正でございます。表中の一つ目の火災共済給付金は、令和５年８月に市営中村住宅で発生した火災による居室の復旧工事が昨年７月に完了し、全国公営住宅火災共済機構から損害給付金が給付されたものでございます。つづいて、二つ目の社会資本総合整備交付金は、市営住宅の長寿命化改修工事などに係る交付金であり、交付額の確定による減でございます。つづいて、７２ページをお願いいたします。歳出の補正でございます。一つ目の板谷第１第２、下坂田住宅入居者移転事業の経費は、市営住宅の用途廃止に伴う入居者の退去費用でございますが、入居者の都合により、当初見込みの退去件数に至らなかったことによる減。二つ目の住宅リフォーム助成事業は、助成件数と助成額の確定による減。三つ目の都和（中耐）住宅長寿命化改修事業は、改修工事に先立ちましたアスベストの含有量調査における委託費の確定による減。四つ目の大岩田住宅長寿命化改修事業及び五つ目の市営大岩田住宅のアスベストの含有量調査や改修工事費の確定による減でございます。つづいて、７５ページをお願いいたします。このページは繰越しをお願いする事業でございます。板谷第１第２、下坂田住宅の入居者移転事業でございます。当該住宅は、老朽化などの理由から、用途廃止の予定であり、入居者退去後の家屋については、順次、取壊しを行っておりますが、入居者の都合による退去の遅れから、解体着手が遅延し、年度内の完了が困難なため、繰越しをお願いするものでございます。以上でございます。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。78ページをお願いします。繰越明許事業（案）でございます。下水道課では、二つの事業について、繰越をお願いするものです。表の1段目の都市下水路整備事業については、都市下水路に未登記用地があり年度内に用地買収が完了しなかったため繰越するものです。また、工事費については、関係機関との調整に時間を要したため繰越するものです。つづきまして、表の2段目の小規模排水路整備事業でございますが、地元住民との調整に時間を要し、発注が遅れ繰越をお願いするものでございます。79ページをお願いします。都市下水路整備事業における繰越事業一覧となります。次の80ページが、測量及び用地買収を実施する位置図となります。次の81ページが荒川沖都市下水路整備工事の位置図となります。82ページをお願いします。小規模排水路整備事業における繰越事業一覧となります。次の83ページが、工事箇所の位置図となっております。一般会計補正予算（第8回）（案）は、以上でございます。よろしくお願いします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございますか

○下村委員 72ページ。大岩田住宅の石綿含有調査委託で1,000万円ぐらい。減額しているのですが、これはどういう理由なんですか。

○和田住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。この度の改修工事に当たりましては、当初計画では、調査箇所を最大の箇所数と戸数で見させていただいておりましたが、精査した中で、最小の数の計上だけで、結果が得られるという状況になりましたので、その個数だけを実施した結果、残額がかなりの金額出てしまったということでございます。今後の工事に当たりましては、注意しながら予算立てをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○下村委員 要するに、石綿を使っていなかったということなんですね。

○和田住宅営繕課長 石綿が含有されていない箇所が見つかりましたので、その分は調査をしなくて済んだということでございます。

○下村委員 あるかないかをしっかりと把握しないと生活できないから、何かあるようなないような説明では少しまずいじゃないですか。調査結果によって、ないならないと言い切らないと。その辺を少しお願いします。

○和田住宅営繕課長 下村委員がおっしゃられているとおりで、含有されてございませんでした。

○下村委員 工事を着手する前には、建築基準法の改正があって、事前に調査しなくてはいけないわけでしょ。その時に調査費が1,000万円いらなかったという話だけど、過大に見込みすぎたのではないかなという思いがあるわけ。

○和田住宅営繕課長 下村委員がおっしゃるとおりでございますので、今後十分注意したいと思います。申し訳ございません。

○海老原委員 花火大会の実行委員会の決算見込み。これはトータルではないけれど、ガードマンの費用を2日やった分、2日やってもやらなくても、2日費用が掛かるのを、頑張って何箇月にしますというような話が佐々木課長からあったんだけど、結果としてどういうふうになったのかな。

○佐々木商工観光課長 ガードマンの費用については、予算立ての時は2日間両方開催するということで、200%で予算を組んでいました。予算額としては、3,500万円くらいでございます。それを複数業者から聞取りした結果、最終的には1日で開催した場合は150%。8日に開催した場合は160%で契約できたということで、200%の予算に対して、今回1日で開催できたということで150%の2,600万円で契約ができたところでございます。

○海老原委員 頑張ってくださいまして、ありがとうございました。もう1点は資料の77ページ。市営板谷第一・第二住宅の解体がありますよね。3棟解体なんだけど、これ市営板谷第一・第二住宅合わせて、幾つ残っているのか教えてください。

○和田住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。市営板谷第一・第二住宅の残り件数が、13世帯分となっております。

○今野委員長 ほかに御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、③令和7年度土浦市水道事業会計補正予算(第4回)(案)について、説明をお願いいたします。

○滝田水道課長 水道課でございます。③令和7年度土浦市水道事業会計補正予算(第4回)(案)についてをお願いいたします。2ページをお願いいたします。水道事業会計の歳入と歳出におきまして、増額補正をお願いするものでございます。歳入でございますが、国からの補助金の追加執行がございまして、右側の説明欄のとおり内示額の合計と当初予算の差額317万2,000円の増額をお願いするものでございます。つぎに、歳出でございますが、来年度予定しておりました更新工事を前倒しで実施するもので、1億円の増額をお願いするものでございます。なお、3ページから5ページに詳細が記載してございますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑤土浦市都市公園条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。産業建設委員会の資料⑤土浦市都市公園条例の一部改正（案）についてをお願いいたします。それでは、2ページをお願いいたします。改正の理由といたしましては、公募設置管理制度、いわゆるP a r k－P F Iが創設され、民間事業者などの資金やノウハウを活用し、都市公園のストック効果をより高めようとするものです。本市におきましても、都市公園における民間事業者の創意工夫による魅力的な公園整備や運用を可能とし、市民サービス向上と公園財政の負担軽減を図ることを目指し、P a r k－P F I事業実施に必要な規定を整備し、制度の円滑な運用を図るため、条例を一部改正するものです。主な改正内容につきましては、1点目、P a r k－P F Iなどの実施に伴い、指定管理者の管理対象を有料公園施設から無料公園施設も含めた公園全体を管理することを可能とすること。2点目、指定管理者が管理を行う期間について、P a r k－P F Iなどに基づき選定された事業者が管理する場合の期間を個別に規定するもので、例えば、P a r k－P F I認定事業につきましては、事業期間と同様の20年以内とするものです。3点目、売店や飲食店などの公園施設を設置等する場合の市が徴収する使用料を規定し、設置使用料を一月平米当たり、45円とするものです。その他、文言の整理を行うものです。施行日につきましては、令和8年4月1日で、使用料の規定につきましては、7月1日とするものです。なお、今後におきましては、先ほど繰越事業で御説明いたしました、P a r k－P F I事業への参入意向のある事業者の検討を踏まえ、公募を実施してまいりたいと考えております。この公募の際にも、改めまして、適宜委員会に報告しながら進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。3ページから9ページは改正案文、10ページから20ページは新旧対照表となっております。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑥土浦市手数料条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○市村建築指導課長 建築指導課でございます。それでは、別添資料⑥をお願いいたします。2ページをお願いします。土浦市手数料条例の一部改正（案）につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及びマンション

の建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴いまして、関連する市条例の一部を改正するものです。改正の概要となりますが、2点ございまして、1点目は（１）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴いまして、法律で規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務範囲が、これまで住宅以外のみであったものが、住宅を含む全ての建築物に拡大されたことによりまして、手数料条例に記載の文言を改正するものでございます。つづいて、2点目の（２）マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う条例の改正につきましては、引用条項及び文言の一部を改正するものとなります。施行日につきましては、1点目の改正につきましては公布の日から、2点目の改正につきましては令和8年4月1日からとなります。なお、3ページが案文、4ページから12ページが新旧対照表となります。説明は以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑦土浦市水道事業給水条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○滝田水道課長 水道課でございます。⑦土浦市水道事業給水条例の一部改正（案）についてをお願いします。2ページをお願いいたします。改正の経緯でございますが、能登半島地震におきまして、指定給水装置工事事業者が不足したことにより、家庭で水が使用できない状況が長期化したことを受け、このことを解消するために、他の市町村長及び水道事業管理者で指定を受けた事業者が給水工事を可能とするものです。つぎに、内容でございますが、現行の条例では災害時、お客様が給水工事を依頼できる事業者は、土浦市で指定を受けた事業者だけとなりますが、今回は災害等の時に、他の市町村長で指定を受けた給水装置工事事業者も工事が行えるように条例の一部改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。ただ今の件で、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑧財産の貸付について（案）（土浦地方卸売市場）について、説明をお願いいたします。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。別添資料8、財産の貸付について（案）（土浦地方卸売市場）のほうをお願いいたします。2ページをお願いいたしま

す。1の貸付の概要にございますように、本年3月をもって土浦地方卸売市場に貸付けを行っている土地と建物が契約期間の満了となりますことから、貸付契約の更新についてお諮りするものでございます。2番の貸付の経緯にございますように、市場につきましては、昭和60年に公設卸売市場として開設しまして、指定管理を経て平成28年4月より民営化を行いまして、市場の開設者の地位を現在市場を運営している、土浦地方卸売市場株式会社に承継しまして、10年間の貸借契約を行って、土地と建物を貸付けております。3番の現行の貸付内容にございますが、10年前の民営化の際に、経営の安定化に向けて、土地使用料については減免。建物の使用料については、借受者側で施設修繕費用を負担することを条件に、使用貸借無償で貸付けをしております。今回、4番の新契約の貸付内容（案）にございますが、10年間の経営安定に向けた支援期間のうち、世界規模で発生しました新型コロナウイルスの影響により年間取扱高が減少するなど、資力蓄積に著しく影響を受けたと考えらるることから、いわゆるコロナ禍の3年間を猶予期間として取扱い、今回の契約については、3年間の貸借期間として、現行の契約内容を据え置く形で、契約を進めてまいりたいと考えております。3ページに議案内容と4ページに位置図を記載しており、こちらの内容で、議案のほうを提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○今野委員長　ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございますか。

○海老原委員　コロナがあったので、売上げが落ちたのは分かります。ただ、この前に説明を受けたときに、土浦の公設市場の現状が昔と大分変わってきた。昔は競りとかもあったわけですね。最近そういうことが全然やらなくなってきて、大分市場としての性格がちょっと、市場というだけだと、少し落ちてきたっていう言い方はあれなんだけど、その何も資料もなしで、落ちてきたというだけで、これでいいですかと言われても、要するに、公設市場の年間売上高とか、そういう資料もなしに、これでいいですかと言われても、この3年間で延ばすのは分かるんだけど、気持ちは分かるけれど、ただデータもなしで、何もなしで、これでいいですかというのは、私としては受け入れられないので、データとして出してください。まずそれから。

○岡田農林水産課長　御指摘ありがとうございます。こちらの3年間、影響を受けたデータについて。

○海老原委員　後で結構ですから、言葉より資料を紙で出してください。それからもう1点。この趣旨は分かったのだけれども、これからどうするのか。土

浦地方卸売市場株式会社がこれからどうするんだとかっていう、何をするんだか、それが全然見えないので、このままいったら計画も何も見えない。そのまま全て運営管理をお任せして、3年後にどうなるのか分からないですよ、今の段階では。ということですよね。

○岡田農林水産課長　今回、市場のほうの契約を3年間ということにさせていただきましたのは、賃借料も含めまして、現在の契約、コロナ禍によるもので3年間という形で設定させていただいたものですが、それ以降の部分につきましては、3年間の間に市と市場側とやりとりを密にさせていただきまして、3年以降の部分につきましては、しっかりとした形でどういった方向性を選んでいくのかというものを、市も市場側とよく協議をさせていただいた上で、方向性等を検討していきたいと考えております。

○海老原委員　土浦地方卸売市場株式会社と市と協議をしてこれから3年間進めていく。それは分かるけれど、ある程度の計画がないとだめだと思うんですね。急に作ってというの難しいけれど、今日は事前なので、本会議の時はそう言おうと思うのだけれど、計画書を作ったほうが良いのではないかと。今日は事前だから、次言いますよと予告しているだけなんだけれど、そういったことが必要だと思います。

○岡田農林水産課長　計画書ということで、御意見いただきましたので、内容的なものをよく検討させていただきまして、どういった形で、計画書という形のもので出せるのかということも含めて、少し検討をさせていただきたいと思います。

○平石委員　海老原委員からお話がありました。私もお話を伺っていて、おっしゃるとおりかなと思って聞いてはいたのですが、その中で事業者のほうからというお話もあったのですが、土浦市としても、例えば、名称がいいかどうか分かりませんが、市場の存在自体が当時と比べて今は時代背景も変わっていますので、あり方も大きく変わってくるのかなと思います。そういった意味で、例えば、公設市場のあり方検討委員会みたいな、そういうもので、市としても事業者と一緒に検討していくのは必要かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡田農林水産課長　御意見ありがとうございます。市としてのあり方の検討という部分につきましては、現状の市場について、先ほど説明の中でさせていただいたのですが、市場というその機能自体につきましては、市のほうで民間に承継しておりますことから、その市場として存続するしないという部分が、市場機能という形での部分について、直接関わるという形ではないのですが、その市場としての土地建物としての部分をお貸ししているという中で、市場のほ

うの条件がこれから賃借料も含めて、増額という形になった場合に、それで続けられるのかどうか、そういったことも含めて、市場側とよく検討させていただいた上で、その後の方向性という部分についても、よく協議をしていきたいと考えております。

○平石委員 私が言いたいのは、市が全く何もしないでということではなくて、事業者ときちんと話し合いというか、例えばの話で、そのままではなくて、あり方検討委員会とか、そういう形で検討するようなことはいかがかなと思って、質問させていただきました。

○岡田農林水産課長 すいませんでした。あり方検討委員会というお話もございましたので、どういった形での検討会という形を考えたらいいかということも含めまして、いろいろ御意見をいただきながら、検討する形を決めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○平石委員 ありがとうございます。あともう1点なんですが、3年間で今度は猶予期間ということになります。そこで一つ提案なんですけれども、このまま3年間何もしないで、3年後どうしようかということではなくて、例えば、2年後に方向性だけ決めるというような期間を設定をして、3年間ありますから、1年間かけて、例えばソフトランディングみたいな形で少しずつあり方を検討するとか、その跡地の利活用を検討するとか、そういったことも必要かなと思うんですが、そういったこといかがでしょうか。

○岡田農林水産課長 御意見いただきましたとおり、3年間というのは非常に短い期間だと思っておりますので、今回の更新の議案を出して、4月以降は、その3年という中で次の検討という部分に向けて、先ほどの検討委員会も含めて、どういった形で進めていったらいいのかということで動き出しまして、期間の3年を待つということではなく、その前の1年というところも含めて、何かしらの方向性を見い出せる期間の設定というものは考えてまいりたいと思えます。

○平石委員 1年間ではなくて、2年後に向けて、要は期間を設定して、検討したらいかがですかとお話をさせていただきました。2年後の経営状況と3年後の経営状況が大幅に変わるとは考えづらいと思えますので、3年後に慌ててどうしようかということではなく、きちんと計画を立てて、検討というか、いろいろあり方自体を含めて、お考えになっていただくと一番いいのかなと思えましたので、それで提案させていただきました。よろしくお願いします。

○岡田農林水産課長 ありがとうございます。そのような形で進めさせていただきます。

○今野委員長 よろしくお願ひいたします。この件に関して、ほかに御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑨常磐線荒川沖・土浦間岩柳こ線人道橋架替外1工事の変更協定(案)について、説明をお願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課です。それでは、サイドボックス⑨常磐常磐線荒川沖土浦間岩屋に跨線人道教架替他1工事の変更協定(案)につきまして、御説明いたします。2ページをお願いいたします。令和3年からJR東日本水戸支社に工事委託して、工事を進めてまいりましたが、今年度工事が竣工し、事業完了の金額が確定しましたことから変更協定を行うものでございます。変更理由の主なものでございますが、栈橋支持杭の撤去の際、補助工法費用を計上しておりましたが、補助工法を使用せず支持杭が撤去できたため、減額変更となっております。変更協定の金額ですが、現協定額11億4,794万8,198円に対し、3,602万5,409円の減額の変更協定額11億1,192万2,789円の変更協定の承認をお願いするものでございます。4ページの写真が二番橋の完成写真でございます。5ページの写真が一番橋の撤去後の写真でございます。6ページから11ページまでの資料が今回締結しようとする変更協定書の案の原文でございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑩阿見町の公の施設の利用に関する協議について、説明をお願いいたします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。別添資料10の公の施設の利用に関する協議についてをお願いいたします。2ページをお願いいたします。協議内容ですが、阿見町が管理する下水道管に土浦市の住民が利用するため、地方自治法に基づき議会の議決を得て、協議書を締結するものです。概要ですが、土浦市との行政界にある阿見町の下水道管について、地方自治法の規定に基づき、平成27年12月議会において議決を得て、協定書を既に締結しておりましたが、阿見町が新たに下水道本管を延長して整備した区域において、土浦市の住民から利用の申出があったため当該区域において議会の議決を得るものです。3番の協議書の案につきましては、3ページに添付しております。協議書の内容でございますが、今回新たに利用できる土浦市の地番を追加で指定し、平成

27年に締結した協定書と同じ条件で許可するものです。今後の予定ですが、3月議会に議案を提出し、承認を得た後に締結したいと考えております。3ページは協議書の案となります。4ページは位置図となります。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございました。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑪市道の路線の認定及び変更（案）について、説明をお願いいたします。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。別添資料11、市道の路線の認定及び変更（案）についてをお願いいたします。2ページをお願いいたします。今回は、市道の認定が7路線、変更が2路線で合計9路線でございます。位置図にて御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。乙戸82号線から85号線は、乙戸地内で県道館野荒川沖停車場線の北側に面しております。この路線は、いずれも開発行為を株式会社アカオギが行い、寄付により82号線が延長120.09メートル、幅員7.0メートル。83号線が延長325.09メートル、幅員6.0メートルから12.0メートル。84号線につきましては、延長57.2メートル、幅員6.0メートル。85号線は延長46.33メートル、幅員6.0メートルを市道に認定するものでございます。8ページをお願いいたします。荒川沖西一丁目15号線は、県道土浦つくば線の南側、国道6号線の東側に位置しております。開発行為を株式会社アーネストワンが行い、延長29.44メートル、幅員6.0メートルから9.0メートルを市道に認定するものでございます。9ページをお願いいたします。並木三丁目16号線は、並木町児童公民館北東側に位置しております。開発行為を株式会社シンエステートが行い、延長45.68メートル、幅員6.0メートルから9.0メートルを市道に認定するものでございます。10ページをお願いいたします。西根92号線は中村西根地内で、ふれあいセンターながみねの南東側に位置し、牛久土浦バイパスの整備に伴い、側道整備のため、延長34.50メートル、幅員4.66メートルから6.66メートルを市道に認定するものでございます。つづきまして、12ページをお願いいたします。ここからは、変更する路線でございます。千鳥ヶ丘9号線及び10号線につきましては、千鳥ヶ池南側に位置しております。道路改良工事に伴い、市道の終点及び始点を変更するものでございます。9号線は延長が205.64メートルから248.60メートル、幅員は最大が13.31メートルから15.6メートル。

10号線は延長83.97メートルから52.23メートル、幅員は最大が12.56メートルから18.16メートルに変更するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑫専決処分の報告について(和解)についてですが、こちらが終わりましたら、暫時休憩とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 それでは、⑫専決処分の報告について(和解)について、説明をお願いいたします。

○三浦道路管理課長 道路管理課でございます。別添資料12、専決処分の報告についてをお願いいたします。2件でございます。2ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和7年9月12日の午後4時50分頃、水戸地方法務局土浦支局の東側、土浦市下高津一丁目地内において発生した車の物損事故でございます。事故の概要といたしましては、走行中に道路側溝蓋が落ち、バンパー及び右前のタイヤが破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額23万6,500円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。3ページが位置図でございます。次の4ページが現場状況の写真でございます。つぎに、5ページをお願いいたします。被害の状況でございます。なお、当該道路につきましては、全ての蓋を確認し、不良な蓋の交換を行い、再発防止の対応をしてございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。この件の事故の発生日時と場所につきましては、令和7年10月16日の午前7時20分頃、花室川や国道125号バイパスの南側、土浦市中地内において発生した車の物損事故でございます。事故の概要といたしましては、走行中に道路の穴にタイヤが落ち、右前のタイヤがパンクしたものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額2万8,025円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。7ページが位置図、8ページが現場状況の写真でございます。原因となった箇所については、直ちに補修工事を実施しております。次の9ページをお願いいたします。被害の状況でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御質問や御意見はございませんか。

○海老原委員 4ページの写真を見ると、右側は全然草刈をやっていないようなんだけど、これは市道なの。どういう扱いになっているのか。

○三浦道路管理課長 市道でございます。ただ、草が生えている所については官地かどうか確認してまいります。

○海老原委員 プラスで柵みたいなのがはみ出しているようなので、その辺もチェックしてください。

○三浦道路管理課長 承知いたしました。

○吉田副委員長 先ほどの4ページの件で、これは10対0とかで払うんですか。

○三浦道路管理課長 側溝の蓋が急に落ち、事故された方が予見できないということで、10対0という対応でございます。

○吉田副委員長 側溝の蓋って、我々も住民の方から蓋をしてくれよと言われても、地権者さんとかの同意がないと蓋ができないパターンがあるじゃないですか。この写真の先に見えている側溝に落ちた場合も、被害を訴えられた場合はお支払いをするのですか。

○三浦道路管理課長 お見込みのとおりでございます。

○今野委員長 ほかに御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 それでは暫時休憩をいたします。再開は13時15分からお願いいたします。ありがとうございます。

(午前12時07分休憩)

(午後1時15分再開)

○今野委員長 それでは、ただ今から産業建設委員会を再開いたします。よろしくお願いいたします。再開に先立ちまして、午前中に三浦道路管理課長から説明があった専決処分の報告について、御説明がありますので、お願いします。

○三浦道路管理課長 海老原議員の御質問にお答えいたします。お調べさせていただいたところ、道路幅としては3メートルという所でございます。草が生えている所は一部官地という所がございます。今後は、瑕疵もあったことから定期的に管理のほうをしてまいりたいと思います。以上でございます。

○海老原委員 管理してまいりますではなく、目の前の人はやってくれないの。

○三浦道路管理課長 そうですね。官地部分につきましては、私どもで草刈等、適切に管理してまいりたいと思っております。

○今野委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、(2) 報告事項でございます。⑬入札案件について、続けて説明をお願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。サイドブックスの⑬入札案件についてをお願いいたします。道路建設課の入札案件につきましては、3 件でございます。2 ページをお願いいたします。「市道田村 1 2 0 号線外改良工事」でございます。工事の場所につきましては、れんこんセンターの南側で、県道石岡田伏土浦線の東側でございます。工事概要としましては、延長 9 0 メートル区間におきまして、現況幅員約 3. 6 メートルの道路を、計画幅員 4. 0 メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、3 ページをお願いいたします。「市道大岩田 9 5 号線改良工事」でございます。工事の場所につきましては、大岩田配水場の南側でございます。工事概要としましては、延長 7 0 メートル区間におきまして、現況幅員約 4. 5 メートルの道路を、計画幅員 5. 0 メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、4 ページをお願いいたします。「市道沖宿 3 6 号線改良工事」でございます。こちらは下水道工事と合併工事となっております。工事の場所につきましては、土浦協同病院の南側でございます。工事概要としましては、延長 1 4 5 メートルの区間におきまして、現況幅員約 3. 6 メートルの道路を、計画幅員 4. 0 メートルに拡幅するものでございます。また、下水道工事につきましては、2 0 0 ミリメートルの塩ビ管を 1 4 5 メートル布設するものでございます。道路建設課は以上でございます。

○飯塚下水道課長 つづきまして、下水道課でございます。5 ページをお願いいたします。「城北町地内外公共下水道管渠更生工事」でございます。この工事は、ストックマネジメント事業で管渠内の状況を調査した結果、管渠の補修が必要となったことから、下水道管の内面を更生工事するものです。工事延長は 8 7 メートルでございます。下水道課は以上でございます。

○滝田水道課長 水道課でございます。同じく、6 ページをお願いいたします。「水工配実委第 6 号新治浄・配水場送水管概略設計業務委託」でございます。この委託は、神立配水場から新治浄配水場までの最適で安価な送水管のルートを決める委託でございます。現在、新治浄配水場は、県の新治浄水場から受水しておりますが、令和 1 8 年に廃止となる予定がございますので、神立配水場からの水を供給するために計画するものでございます。つづきまして、7 ペー

ジをお願いいたします。「水工配更工第8号大和町地内外配水管布設替工事」でございます。この工事は、市役所の西側のさくら通りにおける老朽管の布設替工事でございます。工事内容につきましては、口径100ミリメートルから50ミリメートルの配水管を235メートル区間、更新する工事でございます。入札案件は、以上でございます

○今野委員長 ありがとうございます。この件につきまして、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑭土浦市所有者不明土地対策計画の改定（案）について、説明をお願いいたします。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。別添資料の14をお願いいたします。2ページをお願いいたします。土地所有者不明土地対策計画の改定について御説明いたします。この計画は、所有者不明土地や低未利用土地が増加する問題に対応するため、土地利用の円滑化や適切な管理の推進、地域への悪影響防止等を目的としており、本計画を策定した自治体は、所有者不明土地対策事業補助金を活用することが可能となるものでございます。本市では、令和6年1月に現計画を策定しておりますが、計画期間が令和8年3月までとなっておりますことから、計画期間を令和13年3月まで延長するのに併せまして、取組方針をより具体的に記載し、所有者不明土地の管理の適正化に関する事項。それから、所有者不明土地の利用促進を図る地域福利増進事業に関する事項などを追記する改定を行います。3ページ以降が改定する計画（案）となります。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御質問や御意見はございませんか。

○竹内委員 この件は私もよく知っている。本会議でやったりもした。ただ、また（案）が入っているんですよ。前も（案）があって、案がなくなったにも関わらず、委員会に成文化したものを出さなかったんですよ。だから本会議で注意をしましたが、今回も（案）。（案）がなくなって、本当に成文化するのなら、委員会に（案）を抜いて、ちゃんと出してということを注文しておきます。あと、これはすばらしい法律なんですよ。特に地域福利増進地区事業。本会議でも言いましたけれど、本会議の答弁を踏まえて言えば、副市長が茨城県の知事に対して、こういう事業計画を立てて、知事よろしく願いますよと言って、知事がそれは良いことだとなれば、実際に動くわけですよ。今までそういう事例がないので、今は（案）だけれど、これも成文化したら（案）が

なくなるんだから、とにかく一つ事例を作っていないといけないのですが、そういう具体的な対案というか、対策をしているのでしょうか。当時の答弁ではやりますという、誰かが書いた答弁書を読んだわけではないけれど、力強く言ったんだから。

○齋藤都市計画課長 地域福利増進地区事業に関する部分につきましては、今のところ具体的にどの場所で何かをとっているのはないのですが、今後そういう場所とか必要性とかが出てきた段階で、使えるような制度としてやっていければと思っています。

○竹内委員 こういうやつは、新しく法律ができて、運用がしやすくなってということになると、ほかの自治体もやるわけですよ。だから、何も土浦市が土浦市だけのエリアで考えることよりも、ほかでやっている所を幾つか見繕って、公園にした、病院にしたとか、様々なことをやっているわけだから、そういうのは参考にして、この法律を上手に適用しないと。土浦市だけで考えたても限界があるので。特に東京の都心なんかに行ったら、結構使っているから、この社会福祉事業は。そういう意味では、飯泉都市政策部長よろしくお願いします。

○下村委員 改定の内容で参考という枠があって、地域福利増進事業とはと書いてあって、10年間の土地使用権を設定して云々と書いてあるのですが、10年間土地の使用権を設定したからといって、施設なんかを建てたってお金の無駄になってしまうかもしれない。この辺の考え方はどうなっているのですか。

○齋藤都市計画課長 この部分につきましては、法律の建付けになっている部分でございます。ですので、最長10年までの土地使用権の設定となっているので、恒久的に使う事業に転用、使用するというのはなかなか難しいのかなと思うのですが、その場所にどういう需要があるかというのと、どのくらいの期間が必要になるかというのは、両方を見ながらやり方を考えていく必要があると思います。その上で、先ほど竹内委員からのお話もありましたとおり、先行事例等があれば、そうい所を参考にしながら考えていければなと思っています。

○下村委員 国の法律をもっと進化させないと、我々が使うにも使いづらいところもあるという考え方でいいんでしょうかね。例えば、公共事業でお金を投入しても10年間のその後、何かの形で現れたら困ってしまうわけだよね。多分その土地を証明しなければ、裁判だとかそういうのでしっかりと権利を主張できないと思うんだよね。だからそこら辺の問題を解決するには、国の法律が進化するまで待たないと、なかなか活用できない可能性が強いんだね。どんなふうにお考えかは、今の御答弁のとおりだよね。それ以上は大丈夫です。

○今野委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑮土浦市デジタルサイネージガイドラインの策定（案）について、説明をお願いいたします。

○齋藤都市計画課長 都市計画課でございます。別添資料１５をお願いいたします。土浦市デジタルサイネージガイドラインの策定（案）について、御説明いたします。２ページをお願いします。現在、屋外広告物につきましては、土浦市景観計画及び土浦市屋外広告物条例により、表示面積や設置場所などに関する規制を行っております。しかし、電光掲示板など、電子的な表示機器を使って情報を発信する、いわゆるデジタルサイネージにつきましては、通常の屋外広告物にはない光のまぶしさや動きといった特性がありまして、現在の条例では、これらのデジタルサイネージ特有の要素に対する適切な規制が困難な状況となっております。そこで、条例等による規制に加えまして、デジタルサイネージの光、色、動きなどに関する具体的な誘導指針を定めることで、本市の良好な景観形成と交通安全の確保を図ることを目的としまして、本ガイドラインを策定するというものでございます。ガイドラインでは、光、色、動き、位置等に関する指針。また、これらの指針とにぎわいを創出するエリアや自然や歴史のあるエリア等、設置する場所に応じた制限の指針を設けまして、それらの組合せで、それぞれのエリアの強みを生かした景観づくりを目指しています。本ガイドラインにつきましては、来月の令和８年３月の施行を予定しております。また、３ページ以降がガイドライン（案）となりますので、御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

○下村委員 これはデジタルサイネージが設置できる地域とできない地域を、きちんと指定するのでしょうか。

○齋藤都市計画課長 そうでございます。資料６ページをお願いいたします。地区の分類、Ａ地区からＤ地区までになっております。例えば、Ａ地区は商業地域でＪＲ土浦駅周辺ということで、にぎわいを出すところ、それからだんだん住居系に入ってきてまして、例えば、Ｄ地区は景観計画の中での旧城下町とかその周辺地域につきましては、落ち着きを重要視するエリアだろうということで、デジタルサイネージなどの設置は不可能という指針になってございます。

○海老原委員 既にデジタルサイネージを設置した場所は、今度のガイド指針で触れてしまう場合もあるよね。その時はどうなるの。撤去してもらうの。

○齋藤都市計画課長 今回新たに作る指針となりますので、既存不適格ではないですが、既に付いているものはやむを得ないと。ただ更新をするなどは、この指針に基づいてやっていただけるようにしていきたいと思っております。

○今野委員長 ほかに御質問や御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑩りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について、説明をお願いいたします。

○石引都市整備課長 都市整備課でございます。つづきまして、サイドブック⑩りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの審査結果についてをお願いいたします。2ページをお願いいたします。業務の目的としましては、利用者の増加を目的とした自主事業の実施を含めた管理を委託することで、サービスの向上及び利用者の増加を図るため、令和6年度より、公募型プロポーザルを実施しているものでございます。新年度の業務内容としましては、これまでの管理運営、観光情報発信、自主事業に加えまして、広域レンタサイクルの貸出業務を実施してまいります。委託期間は来年度1年間となっております。プロポーザルを1月27日に実施しまして、1社のみの提案でございました。今年度の受託者である株式会社ワールドインテックが534点となり、最低基準の6割となる450点以上であったことから、契約候補者として選定されたものでございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

○下村委員 ワールドインテックは、どういう会社ですかと聞いたかったのですが、資料がないから分かりません。

○石引都市整備課長 株式会社ワールドインテックという会社は、主に人材派遣を行っている事業者でございまして、それ以外は公共施設、サービスエリアの指定管理、公園施設の指定管理といったものを全国で受託している事業者となっております。

○下村委員 所在地はどこですか。

○石引都市整備課長 本社は東京になっておりまして、市内事業所としましては、目の前のお隣、関鉄ビルの中に事業所が入っております。また、茨城県内だと稲敷市のこもれびの森のイバライド、こちらを運営している事業者でございます。

○下村委員 会社の概略か何かを一緒に添付してくれるとか良かったのですが、概略で詳細はいらないですけどね。要望です。

○石引都市整備課長 後ほど、ワールドインテックの会社概要をお持ちしたいと思います。

○海老原委員 令和８年度の予算案で土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業があるよね。そこに、りんりんポート土浦の委託事業者を公募するとあるのだけれど、これとの整合性は。

○石引都市整備課長 海老原委員がおっしゃったとおり、民間事業者誘導事業で全体をＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ地区という形で４地区に分けている中の一つにりんりんポート土浦のエリアも入ってございます。今年度の３月１９日のプロポーザルによりまして、最優秀提案事業者を決めました。新年度以降に内容を詰めたり、事業者のほうで設計や許認可の手続き等がございまして、実際に事業着手されるのが令和１０年度以降ということで想定しているところでございます。ですから、りんりんポート土浦の管理業務をやっていただくという形で募集と提案は行っているんですけども、実際にりんりんポート土浦に民間誘導のほうの事業者が入ってくるのは、令和１０年度以降になると想定しているところでございます。

○島岡委員 地元の議員といたしましては、ワールドインテックさんには大変申し訳ないのですが、結構な金額が出るわけでございますので、それをそっくり持っていかれるという言い方では大変申し訳ないのですけど、地元の業者で何とかならなかったのかなという思いがありまして、私もどうですかという話はしたことがあるんですけど、そうは思いませんか。

○石引都市整備課長 ありがとうございます。前年度、前々年度につきましては、３者の提案がございましたが、今回につきましては、島岡委員がおっしゃるとおり地元企業を含めて提案がなく、今回はワールドインテックのみであったという状況でございましたので、ワールドインテックが採用されたという状況でございます。

○島岡委員 ちなみに、お幾らぐらいの契約金額になるのでしょうか。

○今野委員長 大体でよろしいんですよ。

○石引都市整備課長 約１，８００万円となっております。

○下村委員 どういう公募の仕方をしたのか教えて欲しいです。プロポーザルではあるけれども、公募をするのだから、どういうふうに周知をしたのか。何か手法があったとは思っただけけれど。

○石引都市整備課長 市のホームページで情報を公開させていただきまして、公募の手続きを実施したという状況でございます。

○下村委員 島岡委員からもあったように、市内の業者がやれば一番ありが

たいのだけれども、例えば商工会議所だってあるんだし、そういったところにも声をかけるっていったらおかしいけれど、何か市のホームページだけではなくてもいいのかなと思うんだけど、プラスアルファが欲しいなと感じましたので、そういったことをご検討ください。

○石引都市整備課長 サイクリングの拠点となっておりますので、今年度の公募につきましても、市内に関連している新たな企業のほうからも問合せがあったので、こちらとしてもちょっと期待はしていたところではございます。ただ、今回はワールドインテック一社だったということもありますので、今後、民間誘導のほうで指定管理に移行する前、まだ公募が続く予定ではございますので、少しやり方を検討してまいりたいと考えております。

○平石委員 1点だけ確認させてください。りんりんポート土浦という名称ですからサイクリスト向けというか、サイクリストの方以外ももちろん対象になるんですけれども、最近では自転車関連のイベントがあまり聞かないなと思ってはいて、そういったところも次年度も同じような形になるのでしょうか。

○石引都市整備課長 近いところだと、3月中にロゲイニングが実施されたりといったことで数ヶ月に1度自転車のイベントは開催はしているところではございます。情報の周知、市のホームページ、LINE等で公表をしたり、事業者のほうでもチラシを配ったりはしているところではございますが、もう少し情報発信をしたり、来年度もこの事業者が引き続きやりますので、サイクリスト向けのイベントをもう少し充実できないかということは協議してまいりたいと思います。

○平石委員 なぜかという、去年は年2回大きなイベントをやりますよってということで、音楽イベントをやったりとか、要は自転車とちょっと方向性が変わってきているかなと、利用者の方からもそういうお話を伺っていました。今、委員の皆様から地元の事業者の方とか、もっと広く公募したらどうですかというお話があったかと思いますが、ぜひ自転車のまち土浦という目的を掲げていますので、そういうものに合致するようなイベントとか、そういうことも含めた上で公募していただくとありがたいかなと思います。これは要望です。

○今野委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、⑰「土浦市耐震改修促進計画」の改定(案)について、説明をお願いいたします。

○市村建築指導課長 建築指導課です。それでは、⑰「土浦市耐震改修促進計画」の改定(案)をお開き願います。2ページをお願いいたします。本市にお

きましては、当初、平成１９年度に策定しまして、現在３期目となっております土浦市耐震改修促進計画につきまして、現計画期間は令和４年度から令和７年度としておりまして、本年度見直しを予定しておりましたが、昨年７月に国のほうから新たな基本方針が示されたことによりまして、茨城県におきましても見直し期間を確保すべく、県計画期間の１年延長を決定したところでございます。本計画につきましては、茨城県の計画との整合を図る必要がありまして、また耐震診断や改修工事費用に対する支援制度等の位置付けが、国の補助金等の交付条件とされておりますことから、本市におきましても計画期間を１年延長するもので、引き続き建築物の耐震化促進に取り組んでまいりたいと考えております。報告は以上となります。

○**今野委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**今野委員長** つづきまして、（３）その他です。⑱「土浦市協働のまちづくりファンド（ハード）事業」について、説明をお願いいたします。

○**齋藤都市計画課長** 都市計画課でございます。別添資料１８をお願いします。土浦市協働のまちづくりファンド（ハード）事業の活用状況について御報告いたします。協働のまちづくりファンド事業につきまして、本年度は２件の活用がございました。この事業は、一定の条件を満たすまちづくり活動に対しまして、補助を行うもので、そのうちのハード事業である景観・歴史的風致形成事業、これは蔵や町家の保全、活用のほか、歴史性のある衣装での新築や改築を行う際に助成を行う事業となっておりますが、この２ページにございます、下の写真、これは中城通りにあります、店舗の外壁の修景改修工事となっております。木材の部分の明るい茶色だったものを蔵造りのような形で、黒色に塗り変えるものでございます。２件目は同じく中城通りにあります看板建築の建物の改修工事となります。元々蔵造りの建物に看板建築が施されていましたが、現況写真のとおり、老朽化しておりまして、危険もあるような状況でしたが、看板建築の部分を撤去しまして、元の蔵づくりの建物に近い形で修景改修工事を行うものとなります。こちらは、現在工事が行われている状況です。今後も、この事業を通じて、土浦らしい良好な景観を守ってまいりたいと思っております。報告は以上です。

○**今野委員長** ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 つづいて、⑱神立町ほか歩道橋ネーミングライツ募集について、説明をお願いいたします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。別添資料⑱神立町ほか歩道橋ネーミングライツ募集についてお願いいたします。2ページをお願いいたします。土浦市において、民間事業者に市の施設の愛称を決定する権利を与え、新たに財源の確保を図り、市民へのサービスの向上、企業等の地域貢献の場としてネーミングライツ事業を実施しておりますが、今回この事業に本市で管理しております歩道橋4橋のうち今年度長寿命化工事を実施いたしました神立小学校前歩道橋と神立町歩道橋の2橋につきまして、令和8年度に募集をするものでございます。場所につきましては、2ページの位置図のとおり、神立小学校の北側と日立建機土浦工場の東側の歩道橋となっております。命名権料は年間30万円以上、期間につきましては令和13年3月31日の5年間と考えております。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御意見や御質問はございませんか。

○下村委員 ネーミングライツ、要は企業が広告料みたいなものを払うわけだね。大きさはどのぐらいの文字とか看板とか何かがあるのでしょうか、どのぐらいの大きさのものをやるのでしょうか。

○浅岡道路建設課長 大きさといたしましては、標準面積もあるのですが、5平方メートル以内を書いていただくような感じでございます。

○下村委員 5平方メートル。例えば、高さ1メートルで長さ5メートルぐらいか。

○浅岡道路建設課長 おっしゃるとおりでございます。

○今野委員長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、㉔雨水出水浸水想定区域の指定及び公表について、説明をお願いいたします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。別添資料20、雨水出水浸水想定区域の指定及び公表についてをお願いいたします。こちらの資料につきましては、添付させていただきましたデータ量の関係で、㉔の1から㉔の4までとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。はじめに、㉔の1の2ページをお願いします。概要といたしましては、令和3年の水防法改正により雨水出水浸水想定区域の指定が必要となりましたので、下水道事業計画区域内において、国土交通省から示されている1時間当たり153ミリメートルの雨が降る

ことを想定して、雨水出水浸水想定区域図を作成いたしました。想定最大規模降雨を設定するに当たりまして、24時間当たりの降雨量が最大であった令和5年6月2日から3日にかけての降雨実績を基に、最も強く降った1時間を153ミリメートルになるよう雨量を加え、作成いたしました。今回の区域を指定することにより、現在下水道課で交付されております国庫補助金が令和8年度からも継続して受けられることとなります。下の表が1時間ごとの雨量を示したグラフでございます。青色が令和5年6月2日から3日にかけての雨量の実績です。赤色の部分は、国から指定されている1時間当たり153ミリメートルとなるよう雨量を加算して作っております。このデータからシミュレーションを行いまして、この後⑩の2以降で御説明いたします、浸水想定区域図を作成しております。つぎに、対象範囲ですが、下水道事業計画区域2,299ヘクタールを対象として作成いたしました。また、公表につきましては、3月中に市のホームページに掲載したいと考えております。ホームページに掲載する図面としては、この後御説明いたします資料①の浸水深の図面と資料②の浸水継続時間の図面の二つを掲載したいと考えております。申し訳ございませんが、ページを閉じていただきまして、サイドボックス⑩の2をお願いいたします。こちらが雨水出水浸水想定区域図となります。赤い線で囲みましたがシミュレーションした区域となっております。黄色からオレンジ、ピンク、赤になるにつれ、浸水が深くなっております。こちらの図面では拡大すると見づらいかと思いますので、実際のホームページの掲載する際は、この後⑩の4に添付させていただきました図面の様に見えるので、御了承ください。また、ページを閉じていただきまして、サイドボックスの⑩の3をお願いいたします。こちらの図面は24時間を経過しても、50センチメートル以上浸水していると想定した箇所が緑色となっております。また、ページを閉じていただきまして、サイドボックス⑩の4をお願いいたします。実際、ホームページに掲載した場合に拡大した時の図面を参考に添付させていただきました。1ページ目は神立中央付近です。深い場所ですと約110センチメートルとなる箇所がございます。また、2ページ目には土浦駅前付近の図面を添付いたしました。深い場所ですと約60センチメートルとなっております。近年、線状降水帯など雨が降り続き雨量が増加しておりますが、今回の作成につきましては、国交省より示されております1年の間に発生する確率が0.1%以下の雨、1時間当たり153ミリメートル設定しております。実際に雨が降る量としては、非常に多い雨量と考えられますが、これらを参考に雨水対策事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上です。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、㉑下水道管路における特別重点調査の結果について、説明をお願いいたします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。別添資料 2 1、下水道管路における特別重点調査の結果について、お願いします。2 ページをお願いいたします。土浦市が管理する下水道管路の調査結果について御報告いたします。今回の調査対象は下水道管の内径が 2 メートル以上で、1 9 9 4 年以前に整備された下水道管の調査を実施いたしました。調査対象延長につきましては、約 1. 9 キロメートルでございます。管路の調査結果でございますが、緊急度Ⅰの判定については約 2 7 0 メートル、そのうち要対策延長は 3 8 メートルでございます。また、緊急度Ⅱの判定につきましては、要対策延長は 1 5 0 メートルの結果となりました。調査結果の緊急度ⅠとⅡの主な原因は、主に管のつなぎ目から侵入水があることによる判定でございました。また、緊急度ⅠとⅡに判定された路線につきましては、その後、空洞調査を実施いたしました。その結果、3 か所につきましては、空洞の可能性があるという判定結果が出ましたので、掘削したところ、2 か所につきましては、空洞が見受けられなかったものの、1 箇所につきましては、宅地内に引き込む取付管の破損があり、空洞が見つかったため補修工事を実施しております。今後の予定につきましては、緊急度Ⅰの判定があった箇所につきましては、令和 8 年度に速やかに補修工事を実施したいと考えております。次の 3 ページから 4 ページですが、調査した箇所の位置図で赤く示している部分が緊急度Ⅰ。黄色が緊急度Ⅱ。赤のバツ印が空洞の可能性があるという判定を受けた箇所でございます。そのうち空洞があった箇所につきましては、土浦駅より北側の東崎町の 2 か所、隣接してバツ印がある左側の部分でございました。5 ページは今回の特別調査の概要でございます。なお、この調査結果につきましては、2 月末までに県と国への報告が必要となっておりますので、今後、報告後に国や県、他市町村の状況を確認しながら公表時期については検討していきたいと考えております。説明は以上です。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、㉒ウォーター P P P 導入可能性調査の進捗状況について、説明をお願いいたします。

○飯塚下水道課長 下水道課でございます。別添資料 2 2、ウォーター P P P 導入可能性調査の進捗状況についてお願いいたします。2 ページをお願いいたします。導入可能性に当たり、9 月に実施した第 1 回目のアンケート調査に続き、2 回目のアンケート調査を実施いたしました。はじめに、2 ページでは、今回行いましたアンケート調査結果について報告させていただきまして、次の 3 ページで具体的な業務形態や方向性など説明させていただきたいと思います。まず、アンケート調査については 3 0 社から回答をいただきました。調査結果の概要ですが、CM を含まない更新支援型を希望する実施形態とした事業者の割合が 6 1. 5 % と最も多い結果となりました。つぎに、J V や S P C の構成員として参加を想定する事業者が 7 2. 4 % と多い結果となりました。つぎに、希望する業務範囲は管渠のみと回答する事業者と、ポンプ場、管渠、農集とする事業者の回答が同じ割合の結果でございました。一方で、地域の業者の受注機会の確保や、長期契約に伴う物価変動による対応について、懸念する意見もございました。下の表は、希望する実施形態の表となっております。また、一番下の四角の枠につきましては、CM や J V などの説明を記載させていただきました。3 ページをお願いいたします。業務形態や委託する範囲の方針ですが、委託形態につきましては、CM を含まない更新支援型とし、想定する委託業者は J V または S P C、委託範囲については、事業効果の大きいポンプ場、管渠、農集を対象として進めていきたいと考えております。下の表をお願いいたします。調査結果を基に、現在、丸印の部分、主にポンプ場と農集施設を委託する範囲として進めていきたいと考えております。管渠につきましては、清掃、点検など三角印となっておりますが、今後、事業者へのヒアリングを参考にしながら委託する業務範囲に含むか含まないかを検討していきたいと思います。なお、実施設計や更新工事などは、従来通り市で発注していきたいと考えております。この方針、範囲については、今後も継続して国から補助金を受けるための要件となっており、必要な業務範囲の管理委託となっております。今後の予定につきましては、業務形態を更新支援型として、参入意欲のある事業者を広く募り、ヒアリングや協議を実施し、業務範囲や内容を定め令和 8 年度末に公募を行う予定と考えております。下の表は今後のスケジュール、4 ページは、参考資料として添付させていただきました。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、何かございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 以上で、執行部からの説明は終わりましたが、その他執行部からございますか。

○岡田農林水産課長 農林水産課です。お手元に紙で配らせていただきました、れんこんについてのP Rの広告を御説明させていただきます。れんこん生産量日本一という広告ですが、上野駅の複数箇所のデジタルサイネージの画面でこういった内容を広告することにより、土浦市へのふるさと納税、特に農産物やブランドの認定品などについて周知を図ることにより、ふるさと納税等に誘導したいということから、こういった内容をお願いするものでございます。3月の1か月間流すという形になっておりまして、15秒ほどこういった画面広告が1日に数回流れるというような予定になっております。また、ホチキス留めさせていただきました名刺サイズのものにつきましては、InstagramでのれんこんのP R、裏面にデジタルマップの内容に飛ぶようなQR、名刺サイズのものを作り、イベント等で広告していくことにより、れんこんのP Rをしていきたいと考えております。以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、何か御意見等はございますか。

○下村委員 先ほど、別の話でデジタルサイネージの話があったのだけれど、こういうものばかり使って、P Rするといっても実際に口に入れてないわけだ。例えば、三陸沖のほうのサンマを東京都内で食べさせてくれるというのがテレビで報道されていましたが、そういったことを東京都内でやったらいいんじゃないですか。れんこんを持って行って、食べてもらうことを。食べ方を知らないのか、れんこんは毎日食べないんだよね。だから、もう少し食べ方を知らせることと、口にすることが大切だろうと思うんですよ。そういったことをしっかりやってほしい。日本一のれんこん産地と言うばかりではなくて、その辺もよく考え直してもらいたいところもあって、御検討いただきたいと思います。

○岡田農林水産課長 ありがとうございます。れんこんを東京方面で食べさせたらどうかという部分につきましては、まさしくおっしゃるとおりでございます。食べていただくという機会が大事だと思っております。実は、1月31日に商工観光課と一緒に、上野駅の出た所で食べサイクルというイベントの中で、れんこんを焼いて食べていただくという試食の体験などもしております。また、そのほか都内のほうで出るイベントには、出展者の方にも行っていただいて、食べるような機会と併せてP Rをしていきたいと思います。また、食べ方の部分、いろいろ分からないという部分を広めるために、デジタルの部分のほかにパンフレットといった、そういった食べ方について知らせるようなレシピブック等もございますので、その辺をより充実していけるように努力していきたいと思います。

○**下村委員** 茨城県が茨城PRをやっているんだよね。例えば、昼飯旅だっけ。あんなのよく出てくるんですよ。茨城県の広報に力を入れてる所にお願いをして、食べるイベントをやる所に参加して、取材に来てもらって、報道してもらえるような手段を取ったほうが良いのかなと思うけれど、連携してやっていただければと思います。よろしくお願いします。

○**島岡委員** 思い違いかもしれませんが、れんこんは花粉症に聞くというのがあったよね。今ちょうど私も鼻が出ているから、れんこんしかないのかと。そういうことについて、一つ。

○**岡田農林水産課長** ありがとうございます。まさに私も花粉症ですが、花粉症に効くということでのPRが一時期テレビで取り上げた時には、JAのほうでれんこんパウダーが店頭からなくなってしまったというお話も聞いたことがございます。ですので、そういった健康効果も含めたPRの仕方も工夫して、まいりたいと思います。その辺は関係機関とよく情報を密にとって、今後そういったところもやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○**今野委員長** 花粉症というのは非常にタイムリーな話題だと思いますので、頑張って宣伝していただきたいと思います。ほかに、委員の皆様から何かございますか。

○**下村委員** この間の議会報告会で、工業団地の中にある企業さんが来ていただいて、その意見交換の中で、こういう話があったの。日立建機さんのほうから、神立駅にはどうしてエスカレーターがないのですかって。以前から、議会でも大分その質問がありましたよね。大手の企業さんがどうしてないのかという話をしたわけです。そしたら、産業建設委員会委員の中で知っている方は、地域の皆さんと話をした結果、エスカレーターはいりませんよっていう、設置しなくてもいいよっていう話が出たから、付けなかったのだという話がありました。だけれど、もしかしたらエスカレーターを付けてもいいんじゃないですかと私は言いたいわけ。付けられるものなら付けてほしいわけです。神立駅を利用する方、いわゆる工業団地への乗降客が多い。朝と夕かもしれないけれど、日中は使わないかもしれないけど、当時はそういう考え方があったのかもしれない。工業団地の方は朝夕利用するといった時に非常に有効なものであるんだから、考え直してもらってもいいのかなと感じます。これは飯泉都市政策部長どうなの。

○**飯泉都市政策部長** ただ今の神立駅のエスカレーターの件につきましては、議会でも取り上げられております。実際には、先ほど下村委員からもありましたとおり、地元の方たちの御意見とか、あとはバリアフリーの考え方の中で、

まずエレベーターの設置というものもございましたので、エスカレーターに関しては、エレベーターが付けば問題ないでしょうというような話もございました。そんな中で、現在の階段の部分にエスカレーターが付けられるかどうかを技術的な部分、あと施設整備に関して、国の補助が入っている部分もございまずので、そういった部分も含めて検討はさせていただきたいという形で答弁の中ではお答えをさせていただいているのですが、今回改めて工業団地の方からそういった御意見もあったということも踏まえて、検討はさせていただきたいと考えております。

○下村委員 企業さんは土浦市に相当な貢献度があるわけです。それで、その企業さんの方から土浦市の神立駅にはエスカレーターがどうしてないのですかっていう話が出て、これは私の間違いかもしれないんだけど、ＪＲさんは当時から設計の段階で、エスカレーターはランニングコストが掛かるわけですから、そういったことで設置しないという方針があったように聞くんだよ。そういう方向に持っていきたかったんだと。そうではなくて、市民が欲しいと言ったから、そういうＪＲさんの都合もあったのだろうけれど、付けてあげられるようにするにはどうしたらいいのという、法だとかいろいろな言葉やそういう話を並べていくのではなくて、前向きに検討して、５年後には設置できるよとか、なんかそういう話が欲しいんですよ。別に設置できない理由がたくさんあるのなら、それも出してもらって、そうではないと納得できないのではないかなと思うんですよ。相当な固定資産税から所得税から、相当負担していただいている企業さんは、かすみがうらマラソンとか協賛してくれて、それで一生懸命税金以外のところで負担してくれている。それに対して、何か貢献してあげないと。そういったことも含めて視野を広げて、見直していただければありがたいなと感じるので、よろしくお願ひしたいと思います。

○今野委員長 ほかに委員の皆様から御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○今野委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会いたします。